

●お問い合わせ

TEL. **045-228-9841** FAX. 045-228-9842
Eメール. info@yh-bochiboshu.jp

横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室／受付時間：平日9:00～17:00

※申込み期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合や回答が遅れる場合がございます。

●申込み先

〔郵送申込み〕送付先：〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱203号
「横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室」行き

〔インターネット申込み〕横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

Q 横浜市電子申請

検索

※各種検索エンジンで



●ウェブサイト

市営墓地・納骨堂の使用者募集(横浜市ホームページ)

Q 横浜市営墓地募集

検索



・申込み、募集となる墓地、納骨堂についての情報 ・抽選結果の公開 ・抽選会の開催についてなど

[令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂使用者募集 横浜市営墓地・納骨堂申込みのしおり] 令和8年(2026年)9月発行
横浜市健康福祉局環境施設課／〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10／TEL.045-671-2450／FAX.045-664-6753

令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂使用者募集

横浜市営墓地・納骨堂 申込みのしおり〔申込書添付〕

〔郵送〕または〔インターネット〕でお申込みいただけます。



日野こもれび納骨堂



舞岡しぜん墓園(工事中・令和9年4月開園予定)
※上記画像はイメージです

募集一覧



詳しくは
13ページ

- ・今回から令和9年4月開園予定の舞岡しぜん墓園の使用者募集を行います。現在工事中(令和9年3月完成予定)のため、墓園内を事前にご覧いただくことはできません。
- ・舞岡しぜん墓園の「合葬式樹木型納骨施設」、「合葬式樹林型納骨施設」、「合葬式慰霊碑型納骨施設(骨壺タイプ)」、「合葬式慰霊碑型納骨施設(粉骨タイプ)」、日野こもれび納骨堂の「自動搬送式納骨施設」、「合葬式納骨施設」は将来の墓じまいの心配がなくご利用いただけます。

申込
期間

令和8年(2026年) 9月1日(火) → 9月30日(水)

※横浜市営墓地募集に関して、一部民間事業者によりインターネット等で広告が行われていますが、本市とは一切関係ありません。

はじめに

横浜市民を対象に、横浜市営墓地・納骨堂の利用者を募集します。

今回は、令和9年4月開園予定の舞岡しぜん墓園（戸塚区舞岡町及び吉田町）の「芝生型納骨施設」、
「合葬式樹木型納骨施設」、「合葬式樹林型納骨施設」、「合葬式慰霊碑型納骨施設（骨壺タイプ）」、
「合葬式慰霊碑型納骨施設（粉骨タイプ）」及び日野こもれび納骨堂（港南区日野中央）の「自動搬送式
納骨施設」、「合葬式納骨施設」の新規利用者を募集します。

それぞれ使用方法や申込区分等が異なりますので、この「しおり」をよくご覧いただいた上でお申込みく
ださい。

なお、舞岡しぜん墓園の使用許可について、本しおりの内容は令和9年3月までに横浜市墓地等の経営
の許可等に関する条例第13条に定める完了検査が終了した場合を想定し、作成しています。

**【注意】舞岡しぜん墓園は現在工事中（令和9年3月完成予定）のため、墓園内への立ち入り及び施設を
事前にご覧いただくことはできません（ご覧いただけるのは令和9年4月以降です）。しおり中の舞岡
しぜん墓園に関するイラスト等はイメージです。**



納骨の基礎知識

はじめに、納骨に関する基本的な用語などについて解説します。

■ 納骨とは

【納骨（のうこつ）】とは、遺体を火葬にしたのち、遺骨を墓地や納骨堂などに納めることを意味
します。

身内の方などが亡くなった際に、家族のお墓などがある場合はそのまま納骨することができます
ますが、お墓がない場合には、ご遺族の方などが納骨施設を用意する必要があります。

■ 納骨施設が必要となる場合

納骨施設が必要となる状況はいろいろと考えられますが、こちらでは横浜市が運営する墓地・
納骨堂へ申込みする際に、必ず知っておいていただきたい分類について解説します。

ご自身がどの状況に当てはまるか、遺骨がどんな状態にあるか、しっかり把握することが大切
です。

【遺骨保持（いこつほじ）】
火葬してから一度も納骨せず、自宅に遺骨を保持している、または申込時点で久保山霊堂など
の一時保管施設に遺骨を保管している場合

【生前（せいぜん）】
ご自身が生きているうちに、墓地や納骨堂を用意する場合

【改葬（かいそう）】
既に墓地などへ納骨している遺骨を、別の場所や施設へ移動したい場合

もくじ

1	申込みについて	04
1-1.	申込みの流れ	05
1-2.	申込み要領	06
1-3.	優遇措置等について	09
1-4.	結果通知について	10
1-5.	抽選会について	11
2	墓地・納骨堂を選ぶ	12
2-1.	募集のある墓地・納骨堂	13
2-2.	舞岡しぜん墓園のご案内	15
2-3.	舞岡しぜん墓園「芝生型納骨施設」	17
2-4.	舞岡しぜん墓園「合葬式樹木型納骨施設」	19
2-5.	舞岡しぜん墓園「合葬式樹林型納骨施設」	21
2-6.	舞岡しぜん墓園「合葬式慰霊碑型納骨施設」	23
2-6-1.	舞岡しぜん墓園「合葬式慰霊碑型納骨施設」（骨壺タイプ）	24
2-6-2.	舞岡しぜん墓園「合葬式慰霊碑型納骨施設」（粉骨タイプ）	25
2-7.	日野こもれび納骨堂のご案内	27
2-8.	日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」	29
2-9.	日野こもれび納骨堂「合葬式納骨施設」	33
2-10.	それぞれの納骨形式の比較	37
3	申込みをする 申込書の書き方／インターネット申込み	40
3-1.	準備するもの	41
3-2.	訂正について	42
3-3.	申込書の記入例と書き方	43
3-4.	インターネット申込み入力	49
3-5.	申込書の控え	53
4	迷ったら	54
4-1.	申込みの不適合例	55
4-2.	よくあるご質問	57



重要事項

申込みに際して、特に重要なことです。

● 申込み期間

令和8年(2026年)

9月1日(火) → 9月30日(水)

[郵送申込み]の場合は、9月30日(水)の消印有効です。

[インターネット申込み]の場合は、9月30日(水)までの申込み入力完了分まで有効です。

● [郵送] または [インターネット] からお申込みいただけます。

1. 郵送で申込む

このしおりに添付されている「令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂使用申込書」に必要事項を記入し、切手を3カ所に貼ってお申込みください。昨年度以前の申込書などでは申込みできません。

2. インターネットで申込む

「横浜市電子申請・届出システム」に利用者登録をして、申請者IDとパスワードを取得のうえお申込みください。

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>



🔍 横浜市電子申請 🔍 検索 ※各種検索エンジンで

● 条件に合わない申込みは無効になります。

申込みにはいくつかの条件があり、納骨形式によっても条件が異なります。条件に合わない申込みや誤った申込みは無効になる場合があります。事前によくご確認ください。また、申込みの際に提出が必要な書類もありますのでご注意ください。

個人情報の取扱いについて

今回、収集する個人情報は、横浜市営墓地・納骨堂の申込審査および使用予定者決定のために利用します。また、使用者となられた方については、今後の管理運営業務のためにも利用します。横浜市および業務受託者は、個人情報の収集、利用、管理および提供などを行うにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき適正に取扱います。

なお、当選者については、申込者が暴力団員でないか警察に照会することがあります。

横浜市

横浜市営墓地・納骨堂使用者募集業務受託者 株式会社清光社

1

申込みについて



横浜市営墓地・納骨堂をお申込みいただくにあたり、事前に知っていただきたいことや、ご注意などお申込み方法について詳しくご説明します。



1-1. 申込みの流れ

今年度の募集の申込み期間から使用許可までの大まかなスケジュール(予定)です。

申込みから使用許可までのスケジュール 予定



1-2. 申込み要領

申込みの際に必ず全員に知っておいていただきたい重要事項です。

申込み方法

詳しくは P40 3. 申込みをする

1 郵送で申込む

このしおりに添付されている「令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂使用申込書」に必要事項を記入し、切手を3カ所に貼って申込みください。昨年度以前の申込書などでは申込みできません。

2 インターネットで申込む

「横浜市電子申請・届出システム」に利用者登録をして、申請者IDとパスワードを取得のうえ申込みください。

横浜市電子申請・届出システム

検索



※各種検索エンジンで

申込み期間

令和8年(2026年) 9月1日(火) → 9月30日(水)

[郵送申込み]の場合は、9月30日(水)の消印有効です。
[インターネット申込み]の場合は、9月30日(水)までの申込み入力完了分まで有効です。

対象となる納骨施設

2つの施設の納骨形式が対象です。

施設	納骨形式	使用期間	使用期間満了後の遺骨の取扱い
舞岡しぜん墓園	芝生型納骨施設	永年	——
	芝生型納骨施設	30年	更新または引取り
	◎合葬式樹木型納骨施設	永年	(引取り(改葬)はできません)
	◎合葬式樹林型納骨施設	永年	(引取り(改葬)はできません)
	◎合葬式慰霊碑型納骨施設 (骨壺タイプ)	30年	合同埋蔵、更新または引取り
	◎合葬式慰霊碑型納骨施設 (粉骨タイプ)	30年	合同埋蔵、更新または引取り
日野こもれば納骨堂	◎自動搬送式納骨施設	30年	合同埋蔵、更新または引取り
	◎合葬式納骨施設	60年	合同埋蔵または引取り

◎印の施設は、将来の墓じまいの心配なくご利用いただけます。



申込み条件

1 横浜市民の方に限ります。

申込者は、横浜市に3か月以上住んでいる方（令和8年6月1日以前に横浜市に住民登録手続きをした方）で、資格審査時も引き続き横浜市に住民登録があることが必要です。

2 申込みできる数について

施設	納骨形式	申込みできる数
舞岡しぜん墓園	芝生型納骨施設	1世帯につき1申込みです。
	合葬式樹木型納骨施設	1使用者につき収蔵予定数が3名以上の場合は複数通に分けて申込みことができます。
	合葬式樹林型納骨施設	
	合葬式慰霊碑型納骨施設（骨壺タイプ）	
	合葬式慰霊碑型納骨施設（粉骨タイプ）	
日野こもれび納骨堂	自動搬送式納骨施設	1使用者につき1申込みです。
	合葬式納骨施設	1使用者につき収蔵予定数が3名以上の場合は複数通に分けて申込みことができます。

- 【注意】 次の①～④のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。
- ① 芝生型納骨施設と自動搬送式納骨施設の両方に申込みをした場合
 - ② 同じ納骨形式に同じ内容で複数の申込みをした場合
 - ③ 同じ収蔵予定者について重複する申込みをした場合
 - ④ 合葬式の納骨施設において、申込者である本人を収蔵予定者とせず、生存する他人を含んだ申込みをした場合

3 同一世帯内に横浜市営墓地の利用者がいる場合について

- (1) 舞岡しぜん墓園「芝生型納骨施設」に申込みする場合
同じ世帯（申込者含む）に、すでに横浜市営墓地・納骨堂（一般墳墓地・芝生型・壁面式・自動搬送式）の利用者がいる場合、当選後に、現在使用している施設の返還が必要です。
- (2) 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」に申込みする場合
申込者本人が、すでに横浜市営墓地・納骨堂（一般墳墓地・芝生型・壁面式）を使用している場合は、当選後に現在使用している施設の返還が必要です。なお、日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」は、1使用者につき1基を使用することができます。

(3) 合葬式の納骨施設に申込みする場合（舞岡しぜん墓園（樹木型・樹林型・慰霊碑型）・日野こもれび納骨堂（合葬式））

すでに横浜市営の合葬式納骨施設で「収蔵予定者」として許可を受けている方を、今回の申込みでも収蔵予定者とする場合は、当選後に現在使用している施設の返還が必要です。

4 合葬式の納骨施設は、申込み時に収蔵予定者を確定していただきます（確定した収蔵予定者以外の納骨はできません）。

5 「遺骨保持枠」で申込みの場合は、申込み時に火埋葬許可証等のコピーを提出してください。（インターネット申込みの際は画像データを添付してお申込みください）

- 「遺骨保持」とは、次のような場合です。
- (1) 火葬してから一度も納骨せず、遺骨を自宅で保管している場合
「火埋葬許可証」のコピーを提出してください。
 - (2) 申込み時点で、「久保山霊堂」等の一時保管施設で遺骨を保管している場合
 - ① 久保山霊堂を使用している方は「使用許可証」及び「埋葬、埋蔵又は収蔵及び改葬に関する事項」のコピーを提出してください。
 - ② 久保山霊堂以外の公営の一時保管施設を使用している方は「使用許可証」及び「収蔵（埋）蔵者が分かる資料」のコピーを提出してください。
 - (3) 申込み時点で、寺院などに一時的に安置している場合
「火埋葬許可証」のコピーを提出してください（提出できない場合は遺骨保持になりません）。

※納骨の際には、原本が必要です。また、使用許可日から1年以内に納骨していただきます。
※自宅に遺骨を保管していても、お手元にある書類が「改葬許可証」の場合は、「遺骨保持」にはなりません。

6 使用場所の指定はできません。

各施設の収蔵・埋蔵場所を指定することはできません。
舞岡しぜん墓園（樹木型・慰霊碑型）・日野こもれび納骨堂（合葬式）の納骨施設に2体枠で申込まれた場合は、隣接して収蔵・埋蔵します。3体以上の申込みの場合でも、申込みの年度が異なる限り、ご要望に応じて隣接して収蔵・埋蔵するよう配慮します。
舞岡しぜん墓園合葬式樹林型納骨施設に2体枠で申込まれた場合は、納骨順に埋蔵するため隣接して納められない場合があります。

7 申込みできる遺骨は、分骨ではない人骨に限ります。

分骨（分けられた遺骨）、ペットなどの動物の骨は申込みできません。

8 優遇措置があります。

「複数回落選者優遇」、「地域優遇」の2つの優遇措置があります。

詳しくは P9 1-3. 優遇措置等について



1-3. 優遇措置等について

一部の方は、優遇措置等を受けられる場合があります。

■ 優遇措置の対象者

1 複数回落選者優遇

墓地などの種別にかかわらず、平成29年度(2017年度)以降の募集で3回以上落選した方

※同じ申込者名義で申込みをして、3回以上落選した場合に限ります。
※申込みの際に、3回分の「落選の応募結果通知書」のコピーを提出してください。

(インターネット申込みの際は画像データを添付してお申込みください)

2 地域優遇

- (1) 「舞岡しぜん墓園」に申込みの方で、戸塚区に住民登録のある方
- (2) 「日野こもれび納骨堂」に申込みの方で、港南区または磯子区に住民登録のある方

※資格審査時(当選後)に提出された「住民票の写し」で確認します。申込書に記入された内容に相違があった場合の当選は無効となります。

■ 優遇内容

申込時に付与する受付番号を増やします。(最大3つまで)
上記1と2の条件のうち、該当する内容に応じて受付番号を次のとおり付与します。

- (1) 1または2に該当する場合：受付番号を2つ付与します。
- (2) 1および2の両方に該当する場合：受付番号を3つ付与します。

■ 優遇措置に関する ご注意

- ・複数の受付番号が当選した場合には、有効となる当選は最初に当選した受付番号のみとなります。
- ・落選の場合、次年度以降の募集の際に優遇措置を受けられる場合があります。落選の応募結果通知書により落選回数を確認するため、応募結果通知書は大切に保管してください。

■ その他 (遺骨保持枠の設置)

昨年度まで、遺骨保持者(火葬してから一度も納骨せず、遺骨を自宅や久保山霊堂等の一時保管施設で保管している方)の優遇措置がありましたが、今年度は新たに募集枠を別に設けて、より当選しやすい方法に変更しました。

(なお、遺骨保持枠に余りが生じた場合には、生前・改葬枠に振替ます)



1-4. 結果通知について

結果通知は、すべての申込者に対して段階的に行われます。

■ 無抽選分の結果通知

申込者数が募集数を超えなかった区分があった場合、該当者へ「横浜市営墓地・納骨堂応募結果通知書」を送付します。

通知期間 令和8年(2026年)

10月20日(火) 頃から

■ 抽選分の結果通知

申込者数が募集数を超えた場合、抽選会を実施し、「当選」「補欠当選」「落選」を決定します。その後、該当者全てに結果を記載した「横浜市営墓地・納骨堂応募結果通知書」を送付します。

通知期間 令和8年(2026年)

11月16日(月) 頃から

詳しくは P11 1-5. 抽選会について

■ 結果通知に関する ご注意

- ・「当選」の通知があっても資格審査により「失格」となる場合があります。
- ・「落選」の場合、次年度以降の募集の際に優遇措置を受けられる場合があります。応募結果通知書により落選回数を確認するため、応募結果通知書は大切に保管してください。
- ・横浜市役所掲示板、横浜市役所ホームページにて抽選結果を公開します。日野こもれび納骨堂でも抽選結果を掲示します。
- ・抽選結果は、個人情報保護の観点から、電話、ファクス、Eメールでお問い合わせいただいてもお伝えできません。応募結果通知書、または横浜市ホームページにてご確認ください。

抽選結果・・・

「横浜市営墓地・納骨堂の使用者募集」
(横浜市ホームページ)

🔍 横浜市営墓地募集

検索





1-5. 抽選会について

申込者数が募集数を超えた場合、抽選会を実施します。

抽選会について

抽選会への来場は事前申込制および先着順といたします。来場を希望する場合、申込書または電子申請画面の「来場を希望する」に☒を入れてください。

・来場を申込みれる方で手話通訳が必要な方は、申込書または電子申請画面の「手話通訳を希望する」に☒を入れてください。

開催日 令和8年(2026年) 11月5日(木)

開催時間 10:00～11:30(開場は9:45)

会場 横浜市社会福祉センター 4階ホール
(「横浜市健康福祉総合センター」内)
中区桜木町1-1

アクセス ・JR京浜東北線・根岸線・市営地下鉄線
「桜木町駅」徒歩2分

定員 298名

抽選会に関する ご注意

- ・抽選会への来場は任意です(事前申込制)。
- ・抽選会への来場の有無が抽選結果へ影響することはありません。
- ・抽選結果は、個人情報保護の観点から、電話、ファクス、Eメールでお問い合わせいただいてもお伝えできません。応募結果通知書、または横浜市掲示板・ホームページにてご確認ください。
- ・すべての申込み区分で申込者数が募集数を超えなかった場合には、すべての方が「当選」となり、抽選会は実施しません。

抽選会の開催、抽選結果・・・

「横浜市営墓地・納骨堂の使用者募集について」
(横浜市ホームページ)

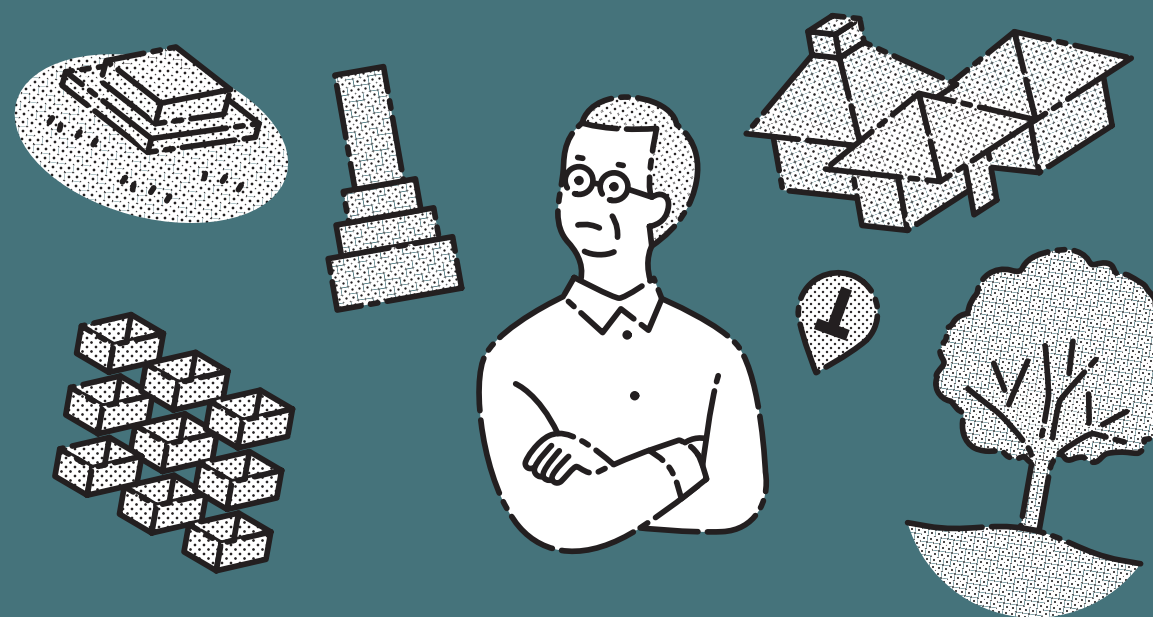
🔍 横浜市営墓地募集

検索



2

墓地・納骨堂を選ぶ



今年度募集のある墓地・納骨堂の納骨形式や施設について、詳しくご説明します。
ご自身に合った墓地・納骨堂を探してみてください。



2-1. 募集のある墓地・納骨堂

■ 今年度募集のある墓地・納骨堂の一覧と申込区分表

施設	納骨形式	遺骨形態	募集数	使用料	管理料	申込区分
舞岡しぜん墓園	芝生型納骨施設 〔永年〕	遺骨保持	1,400区画	980,000円 /永年	11,000円 /年	ア
		生前・改葬	700区画			
	芝生型納骨施設 〔30年〕	遺骨保持	600区画	490,000円 /30年	11,000円 /年	イ
		生前・改葬	300区画			
	◎合葬式樹木型納骨施設 〔1体分〕	遺骨保持	70柩 (70体)	220,000円 /永年	66,000円 /永年	ウ
		生前・改葬	30柩 (30体)			
	◎合葬式樹木型納骨施設 〔2体分〕	遺骨保持	70柩 (140体)	440,000円 /永年	132,000円 /永年	エ
		生前・改葬	30柩 (60体)			
	◎合葬式樹林型納骨施設 〔1体分〕	遺骨保持	70柩 (70体)	100,000円 /永年	66,000円 /永年	オ
		生前・改葬	30柩 (30体)			
	◎合葬式樹林型納骨施設 〔2体分〕	遺骨保持	70柩 (140体)	200,000円 /永年	132,000円 /永年	カ
		生前・改葬	30柩 (60体)			

施設	納骨形式	遺骨形態	募集数	使用料	管理料	申込区分
日野こもれび納骨堂	◎自動搬送式納骨施設	遺骨保持	800基	484,000円 /30年	9,900円/年 又は 297,000円/30年	A
		生前・改葬	500基			
	◎合葬式納骨施設 〔1体分〕	遺骨保持	401柩 (401体)	74,800円 /60年	46,200円 /60年	B
		生前・改葬	200柩 (200体)			
	◎合葬式納骨施設 〔2体分〕	遺骨保持	452柩 (904体)	149,600円 /60年	92,400円 /60年	C
		生前・改葬	226柩 (452体)			

◎印の施設は、将来の墓じまいの心配なくご利用いただけます。



Memo

2-2. 舞岡しぜん墓園のご案内 (令和9年4月開園予定)

舞岡しぜん墓園

※舞岡しぜん墓園は令和9年3月完成予定です。

現在は工事中のため、事前に施設内をご覧くださいことはできません。

区分 ア ～ コ

芝生型 樹木型 樹林型 慰霊碑型

所在地 横浜市戸塚区舞岡町370ほか

開園時間 8:00～17:00 (4月1日～9月30日)

(原則) 9:00～16:00 (10月1日～3月31日)

8:00～18:00 (春彼岸、秋彼岸、7月13日～16日、8月13日～16日)

休園日 1月1日、12月31日

駐車場 301台 (有料)

アクセス



※上記画像はイメージです



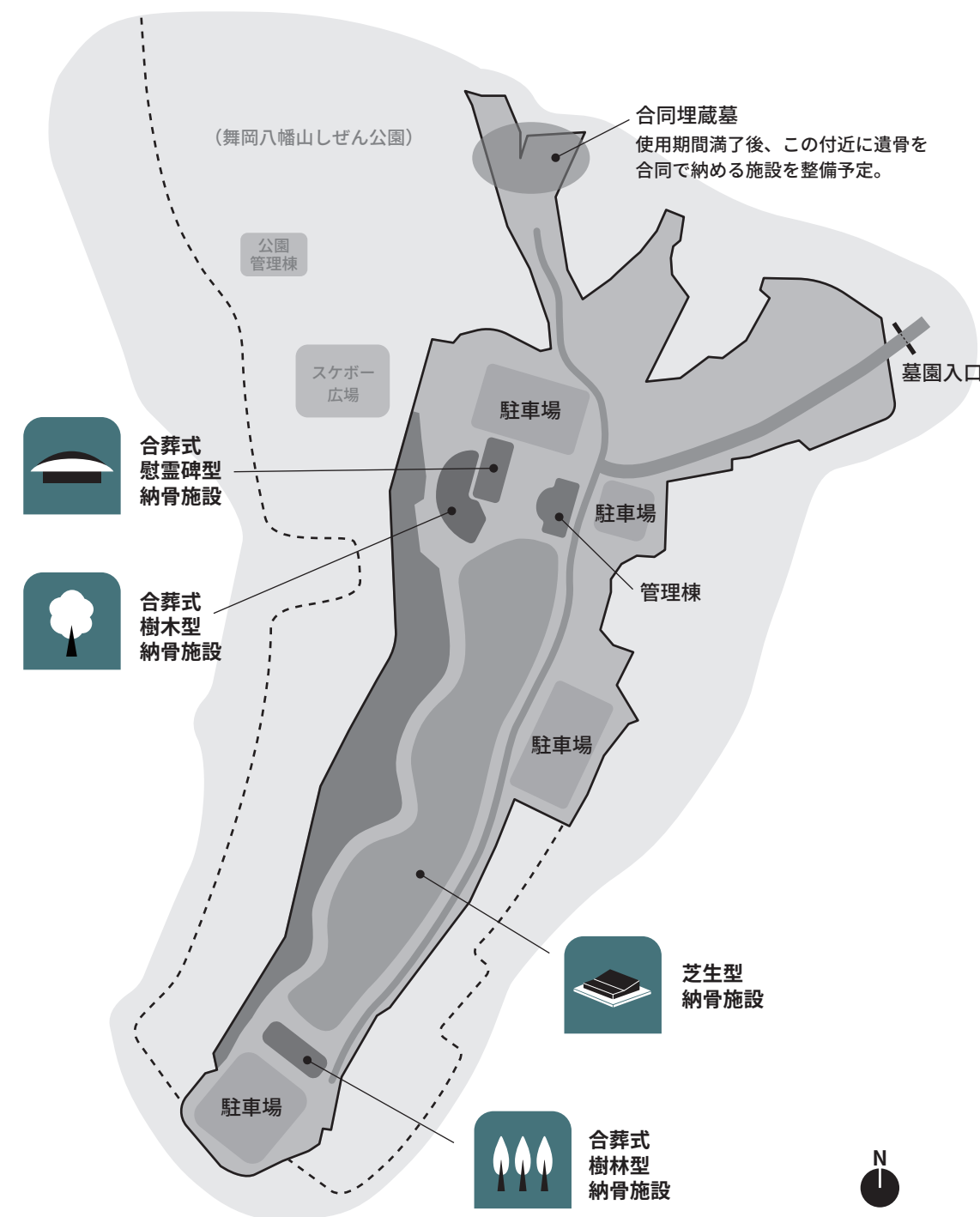
●横浜市営地下鉄ブルーライン「舞岡駅」から徒歩約10分

舞岡しぜん墓園利用上の注意 (令和9年4月開園後)

- ・墓地敷地内にペットを連れて入場することはできませんが、芝生地への立ち入りはできません (介助犬は除く)。
- ・開園時間以外は、墓地敷地内に立ち入ることはできません。
- ・開園時間中は、墓地敷地内を自由にご覧いただけます。
- ・納骨施設の各形態とも、使用場所の指定及び変更はできません。
- ・塔婆を供えることはできません。
- ・線香等火気の使用はできません。
- ・供物等は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。

2-2. 舞岡しぜん墓園のご案内

案内図



2-3. 舞岡しぜん墓園 「芝生型納骨施設」

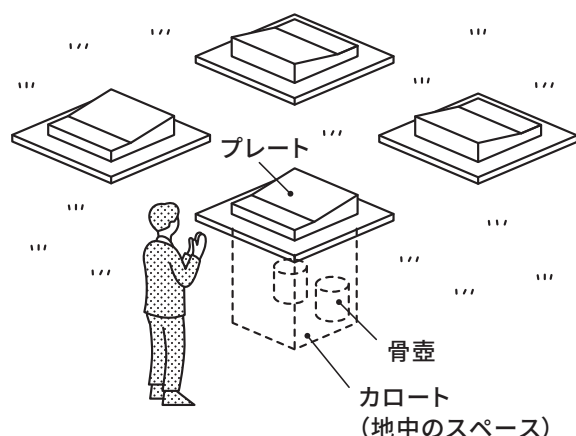
芝生型納骨施設

区分 **ア** **イ**



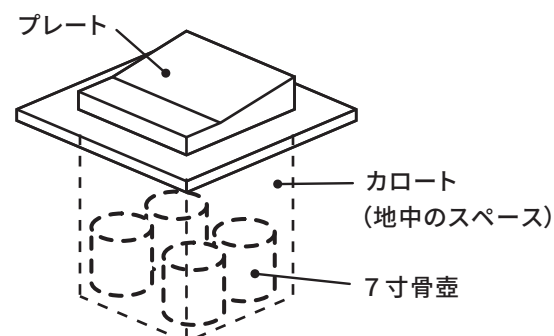
※上記画像はイメージです

芝生型納骨施設のしくみ



芝生広場のようなスペースに設置した自然石のプレートの前で参拝する施設です。遺骨はプレートの下にあるカロート（コンクリート製の地中スペース）に納めます。設置済みの四角い自然石のプレートを墓標とし、表面にお名前等が入られる銘板を設置します。（銘板は、使用者に別途用意（有料）していただきます。）墓標下のカロートには、1区画に7寸骨壺で4体程度の納骨が可能です。

なお、区画の指定及び指定された区画を変更することはできません。



2-3. 舞岡しぜん墓園「芝生型納骨施設」

ご注意

1. 使用上の注意

- ・石のプレートに直接文字を入れることはできません。
- ・銘板には、形、材質、寸法などに制限があります。
- ・銘板は使用許可日から1年以内に設置していただきます。費用は使用者負担となります。
- ・塔婆を供えることはできません。
- ・お線香、ろうそくを含む火気の使用は禁止です。
- ・お供物（食べ物・飲み物）は、必ずお帰りの際にお持ち帰りください。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- ・使用区画を指定及び変更することはできません。
- ・「遺骨保持枠」で申込みの方は使用許可日（令和9年4月を予定）から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納めていただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・使用開始日は、使用許可日（令和9年4月を予定）です。納骨時期にかかわらず、使用料は使用許可申請時に一括で納めていただきます（令和9年1月～を予定）。
- ・納めた使用料については、使用許可日から5年以内に使用場所を返還した場合に限り、半額を返還します。5年を経過した場合には、使用料は一切返還できません。
- ・管理料は毎年納めていただきますが、年度途中の許可となった場合、月割りの管理料を納めていただきます。
- ・納めた管理料については、使用期間にかかわらず、一切返還できません。

3. その他

- ・許可を受けた目的以外に使用した場合や、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反した場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・納骨日時は事前に予約が必要となります。予約開始日などの詳細は、使用決定時に改めてご案内いたします。

たします。なお予約開始日は電話がつながりにくい状況が予想されます。また、先着順となりますので、納骨時期のご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

- ・30年使用の場合、使用期間満了後に更新が可能です。その際、改めて使用料及び管理料を納めていただくこととなりますが、金額については、その時点の「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」に定められた金額となります。なお、更新しない場合は、遺骨などを全て引取っていただき返還していただきます。

- ・施設を使用しなくなった場合は、速やかに管理事務所に申請し、遺骨及び銘板などを引取り、原状に復して返還していただきます。

- ・使用者が管理料を5年間納めない場合は、使用許可を取消すことがあります。



2-4. 舞岡しぜん墓園 「合葬式樹木型納骨施設」

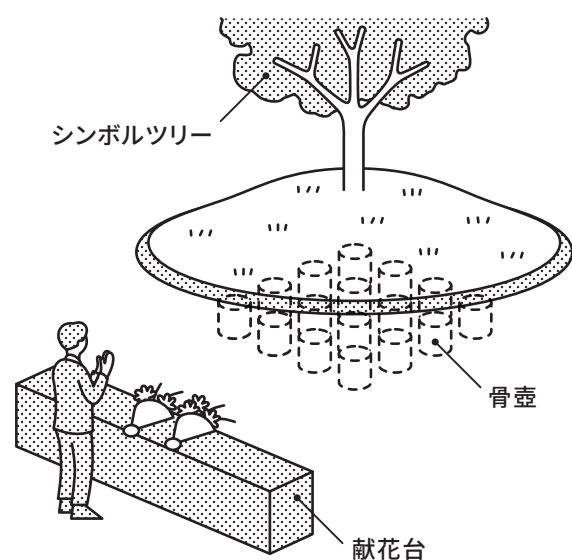
合葬式樹木型納骨施設

区分 **ウ** **エ**



※上記画像はイメージです

合葬式樹木型納骨施設のしくみ



シンボルツリーがあるマウンド状の芝生の下に骨壺を直接納める合葬式の納骨施設です。使用場所や樹種（「ケヤキ」、「クスノキ」の2種）について指定や変更はできません。参拝の際には、正面の献花台からお参りします。

家単位ではなく、個人単位で使用することを前提としており、更新、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

※納骨後は、遺骨の引取り（改葬）ができません。

2-4. 舞岡しぜん墓園「合葬式樹木型納骨施設」

ご注意

1. 使用上の注意

- ・「合葬式樹木型納骨施設」への埋蔵作業は、受付で遺骨を預かり、墓園の閉園時間中に施設管理者（指定管理者を予定）が行いますので、立会いはできません。
- ・塔婆を供えることはできません。
- ・お線香、ろうそくを含む火気の使用は禁止です。
- ・お供物（食べ物・飲み物）は、必ずお帰りの際にお持ち帰りください。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- ・シンボルツリーの樹種（「ケヤキ」、「クスノキ」）の指定はできません。
- ・使用場所を指定及び変更することはできません。
- ・「遺骨保持枠」で申込みの方は使用許可日（令和9年4月を予定）から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納めていただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・申込み時に埋蔵予定者を確定します。そのため申込み時に記入した埋蔵予定者以外の納骨はできません。
- ・納骨される場所については、施設管理者が設定しますが、2体枠で申込まれた場合は隣接して納骨するよう配慮します。
- ・使用開始日は、使用許可日（令和9年4月を予定）です。納骨時期にかかわらず、使用料及び管理料は使用許可申請時に一括で納めていただきます（令和9年1月～を予定）。
- ・納めた使用料及び管理料については、一切返還できません。
- ・遺骨を骨壺に収めた状態で土中に直接納めますので、遺骨の引取り（改葬）はできません（※骨壺を掘り出すことはできません）。

3. その他

- ・許可を受けた目的以外に使用した場合や、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反した場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・納骨受付日時は事前に予約が必要となります。予約開始日などの詳細は、使用決定時に改めてご案内いたします。なお予約開始日は電話がつかない状況が予想されます。また、先着順となりますので、納骨受付日時のご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

2-5. 舞岡しぜん墓園 「合葬式樹林型納骨施設」

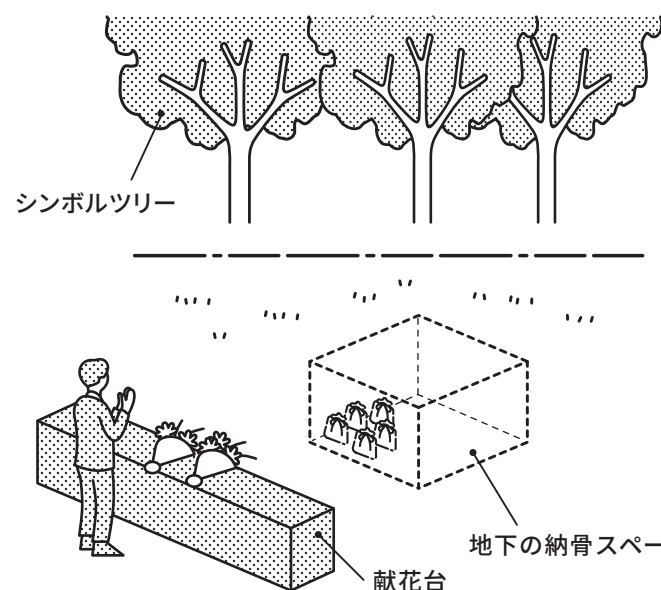
合葬式樹林型納骨施設

区分 **オ** **カ**



※上記画像はイメージです

合葬式樹林型納骨施設のしくみ



樹林地の下に設けた合同墓（大型カロート）に遺骨を袋に入れた状態で納める合同の納骨施設です。

参拝の際には、正面の献花台からお参りします。

家単位ではなく、個人単位で使用することを前提としており、更新、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

※納骨後は、遺骨の引取り（改葬）ができません。

2-5. 舞岡しぜん墓園「合葬式樹林型納骨施設」

ご注意

1. 使用上の注意

- ・樹林地の下の合同墓（カロート）への立入りはできません。納骨の際は、受付で遺骨を袋で預かり、施設管理者（指定管理者を予定）が合同墓へ納めます（骨壺でもお預かりできますが、別途費用がかかります）。
- ・塔婆を供えることはできません。
- ・お線香、ろうそくを含む火気の使用は禁止です。
- ・お供物（食べ物・飲み物）は、必ずお帰りの際にお持ち帰りください。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- ・使用場所を指定及び変更することはできません。
- ・「遺骨保持枠」で申込みの方は使用許可日（令和9年4月を予定）から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納めていただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・申込み時に埋蔵予定者を確定します。そのため申込み時に記入した埋蔵予定者以外の納骨はできません。
- ・納骨される場所については、納骨の順番に施設管理者が指定します。2体枠で申し込まれた場合でも、隣接して納骨できない場合があります。
- ・使用開始日は、使用許可日（令和9年4月を予定）です。納骨時期にかかわらず、使用料及び管理料は使用許可申請時に一括で納めていただきます（令和9年1月～を予定）。
- ・納めた使用料及び管理料については、一切返還できません。
- ・遺骨を納骨袋に納めた状態で地下の合同墓（大型カロート）に直接納めますので、遺骨の引取り（改葬）はできません（※遺骨袋を取り出すことはできません）。

3. その他

- ・許可を受けた目的以外に使用した場合や、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反した場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・納骨受付日時は事前に予約が必要となります。予約開始日などの詳細は、使用決定時に改めてご案内いたします。なお予約開始日は電話がつながりにくい状況が予想されます。また、先着順となりますので、納骨受付日時のご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。



2-6. 舞岡しぜん墓園

「合葬式慰霊碑型納骨施設」

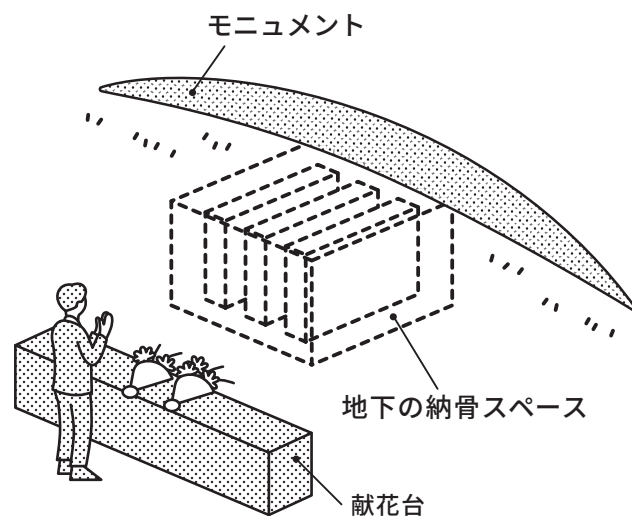
合葬式慰霊碑型納骨施設

区分 **キ** **ク** **ケ** **コ**



※上記画像はイメージです

合葬式慰霊碑型納骨施設のしくみ



地上部にモニュメント（慰霊碑）を設置し、その下にある地下納骨室の棚に骨壺又は粉骨を入れた専用の袋で納めます。

参拝の際には、慰霊碑前の献花台からお参りします。

家単位ではなく、個人単位で使用することを前提としており、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

※使用期間満了後（30年後）は合同埋蔵墓（舞岡しぜん墓園内に整備予定）に埋蔵されますが、施設の使用を更新することもできます。



2-6-1. 舞岡しぜん墓園

「合葬式慰霊碑型納骨施設」

（骨壺タイプ）

合葬式慰霊碑型納骨施設（骨壺タイプ）

区分 **キ** **ク**

舞岡しぜん墓園にある合同の慰霊碑型納骨施設です。モニュメント（慰霊碑）の下にある地下の納骨棚に骨壺を納めます。参拝の際は、合同の献花台からお参りします。

家単位ではなく、個人単位で使用することを前提としており、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

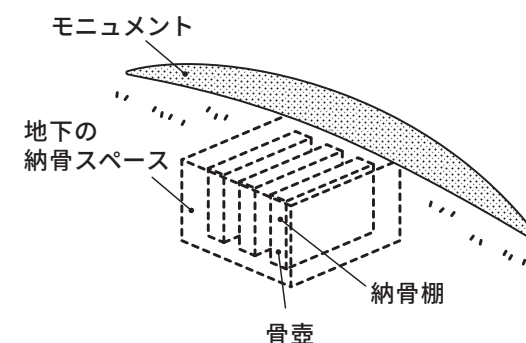
※使用期間満了後に更新又は遺骨の引取り（改葬）することもできます。

合葬式慰霊碑型納骨施設（骨壺タイプ）の流れ



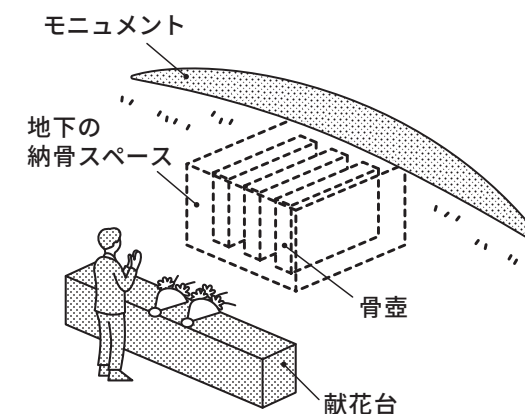
納骨の際、受付に遺骨を骨壺でお渡しいただき、施設管理者（指定管理者を予定）が遺骨を納めます。

※納骨受付日時は事前に予約が必要となります。予約開始日などの詳細は、使用決定時に改めてご案内いたします。



お預かりした骨壺は、施設管理者が慰霊碑の下の地下納骨室にある金属製の納骨棚に納めます。

納骨棚には、遺骨を骨壺タイプと粉骨タイプに分けて納めます。



合同の慰霊碑に向かって献花台でお参りします。

2-6-2. 舞岡しぜん墓園

「合葬式慰霊碑型納骨施設」

(粉骨タイプ)

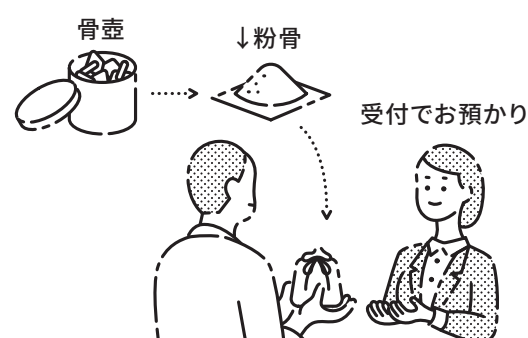
合葬式慰霊碑型納骨施設 (粉骨タイプ)

区分 ケ コ

舞岡しぜん墓園にある合同の慰霊碑型納骨施設です。モニュメント（慰霊碑）の下にある地下の納骨棚に、粉状にして袋に入れた遺骨を納めます。参拝の際は、合同の献花台からお参りします。家単位ではなく、個人単位で使用することを前提としており、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

※使用期間満了後に更新又は遺骨の引取り（改葬）することもできます。

合葬式慰霊碑型納骨施設 (粉骨タイプ) の流れ

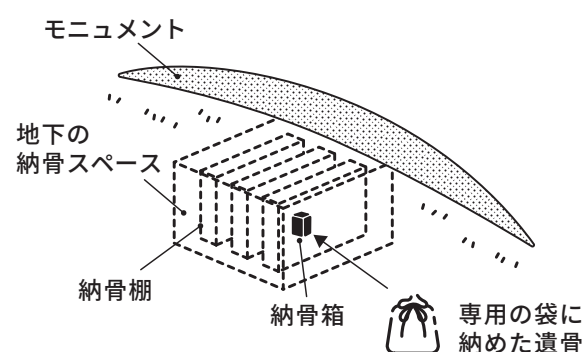


納骨の際、事前に遺骨を粉状（粉骨）にする必要があります。粉状（粉骨）にするには、別途費用がかかります。粉骨にした遺骨を受付にお渡しいただき、施設管理者（指定管理者を予定）が遺骨を納めます。

【ご案内】

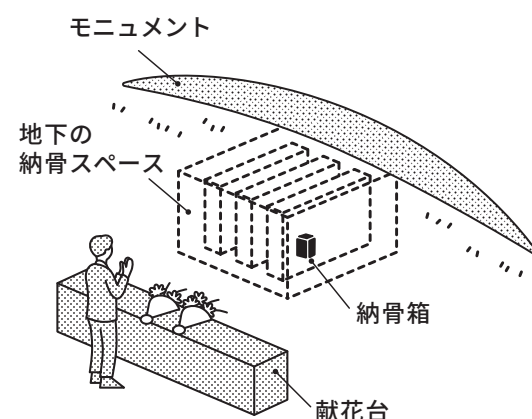
※舞岡しぜん墓園では、納骨のお手続きとあわせて粉骨の申込みもできます。

※舞岡しぜん墓園で粉骨される場合、納骨当日は骨壺のまま受付にお渡しください。



お預かりした遺骨（粉骨）は、施設管理者が専用の袋に入れ、慰霊碑の下の地下納骨室にある金属製の納骨棚の納骨箱に納めます。

納骨棚には、遺骨を骨壺タイプと粉骨タイプに分けて納めます。



合同の慰霊碑に向かって献花台でお参りします。

2-6. 舞岡しぜん墓園「合葬式慰霊碑型納骨施設」

■ ご注意

1. 使用上の注意

- 地下の納骨施設への立ち入りはできません。納骨する際は、遺骨を預かり、施設管理者（指定管理者を予定）が地下の納骨棚に骨壺タイプと粉骨タイプとに分けて納めます。
- 骨壺タイプは直接、納骨棚に収蔵するのに対し、粉骨タイプは粉状にした遺骨を専用の袋に入れて納骨棚の納骨箱に収蔵します。なお、遺骨を粉状にする費用は別途使用者負担となります。
- 塔婆を供えることはできません。
- お線香、ろうそくを含む火気の使用は禁止です。
- お供物（食べ物・飲み物）は、必ずお帰りの際にお持ち帰りください。

2. 申込み時の留意事項

- 使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- 使用区画を指定及び変更することはできません。
- 「遺骨保持枠」で申込みの方は使用許可日（令和9年4月を予定）から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納めていただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取消すことがあります。
- 申込み時に収蔵予定者を確定します。そのため申込み時に記入した収蔵予定者以外の納骨はできません。
- 納骨される場所については、施設管理者が設定しますが、2体枠で申込まれた場合は隣接して納骨するよう配慮します。
- 納骨時期にかかわらず、使用期間は使用許可日から30年となります。使用期間満了後は、更新又は遺骨引取り（改葬）の申出がない限り、「合同埋蔵墓」（舞岡しぜん墓園内に30年後までに整備予定）へ埋蔵します。なお、「合同埋蔵墓」に埋蔵後は、遺骨の引取り（改葬）はできません。
- 使用期間中に納骨されなかった場合は、「合同埋蔵墓」に直接埋蔵することになります。
- 使用開始日は、使用許可日（令和9年4月を予定）です。納骨時期にかかわらず、使用料及び管理料は使用許可申請時に一括で納めていただきます（令和9年1月～を予定）。
- 納めた使用料及び管理料については、一切返還できません。

3. その他

- 許可を受けた目的以外に使用した場合や、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反した場合は、使用許可を取消すことがあります。
- 納骨受付日時は事前に予約が必要となります。予約開始日などの詳細は、使用決定時に改めてご案内いたします。なお予約開始日は電話がつかぬ状況が予想されます。また、先着順となりますので、納骨受付日時のご希望に沿えない場合もございます。あらかじめご了承ください。
- 30年の使用期間満了後、更新が可能です。その際、改めて使用料及び管理料を納めていただくことになりますが、金額については、その時点の「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」に定められた金額となります。

2-7. 日野こもれび納骨堂のご案内

日野こもれび納骨堂

自動搬送式

合葬式

区分 **A B C**

所在地 横浜市港南区日野中央1-13-2

連絡先 045-835-3684 (管理事務所)

開館時間 9:00~17:00

休館日 11月 第1月曜 ※祝日の場合は翌日に振替

駐車場 24台 (有料 100円/30分)

アクセス



● 京急線/市営地下鉄「上大岡駅」または市営地下鉄「港南中央駅」から・・・

・ 市営バス111系統「港南台駅前ゆき」

→ 「洋光台北口」バス停下車、徒歩2分

● JR根岸線「洋光台駅」から・・・

・ 徒歩13分

・ 市営バス 76系統「港南車庫前ゆき」

111系統「上大岡駅前ゆき」

112系統「上永谷駅前ゆき」

→ 「洋光台北口」バス停下車、徒歩2分

※春秋の彼岸の土・日・祝日は駐車場を閉鎖します。公共交通をご利用ください。

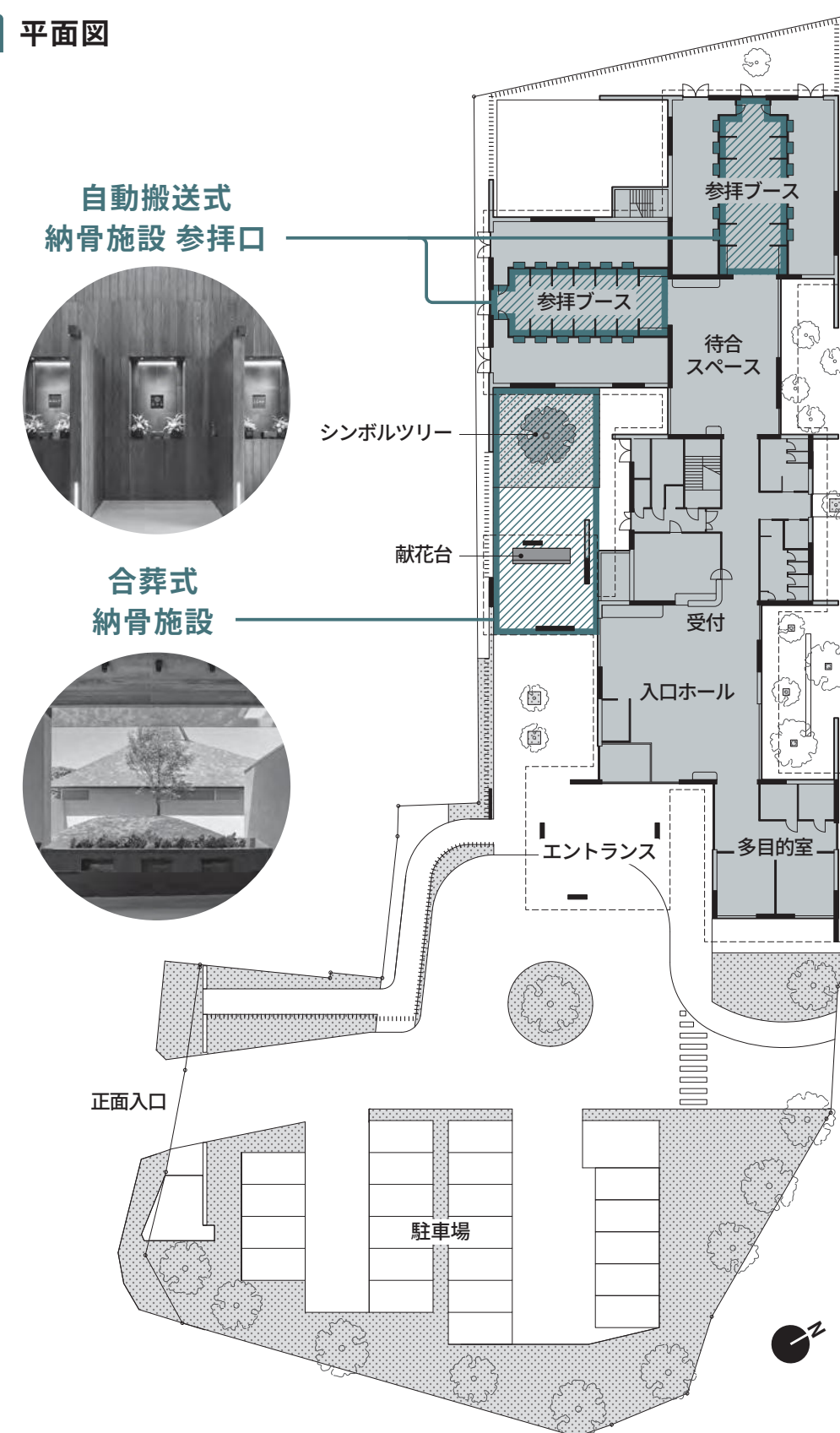


日野こもれび納骨堂利用上の注意

- ・ 持参した供物（食べ物）は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- ・ 開館時間以外に、納骨堂敷地内に立ち入ることはできません。
- ・ 開館中は施設を自由にご覧いただけます。
- ・ 納骨時も含めて参拝口などでの読経や法事はできません。法事等を行われる際は、多目的室（約15名収容可）をご予約ください。
- ・ ペットの入館はできません。介助犬などは入館いただけます。

2-7. 日野こもれび納骨堂のご案内

平面図



2-8. 日野こもれび納骨堂 「自動搬送式納骨施設」

自動搬送式納骨施設

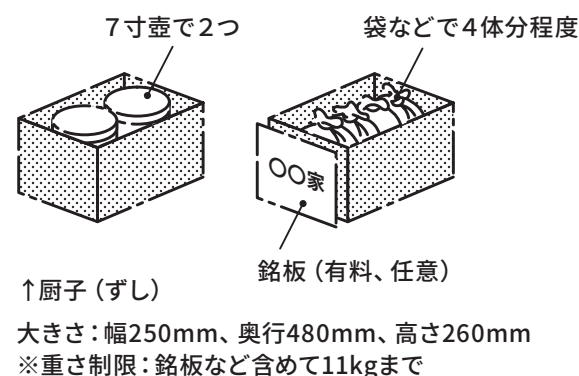
区分 **A**



「厨子(ずし)」と呼ばれる個別のスペースに遺骨を納める納骨施設です。参拝する際には厨子を自動搬送で運び、個別参拝ブースで遺骨と対面することができます。家単位での使用を前提としており、使用期間満了後は更新することができます。

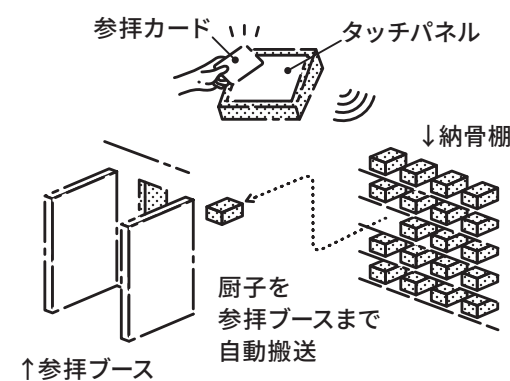
また、使用期間満了後に収蔵されている遺骨の合同埋蔵を選択することもできますので、将来の墓じまいの心配なく利用することができます。

自動搬送式納骨施設のしくみ

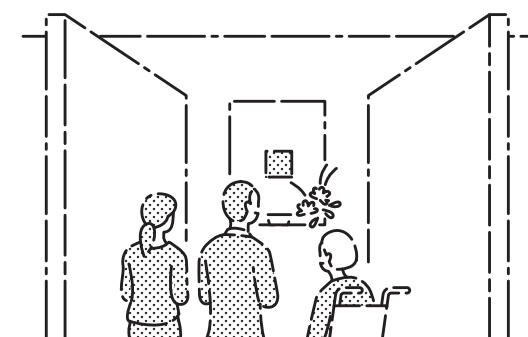


「厨子(ずし)」と呼ばれる、家族ごとにあてがわれる納骨用の箱に遺骨を納めます。厨子には、7寸の骨壺が2つ、または、袋などに入れた場合は4体分程度入ります。納める遺骨の数に制限はありませんが、銘板なども含めた大きさ、重さに制限があります。

有料で家族名などを入れた銘板をつけることもできます。



参拝の際には、参拝カードを受付でタッチパネルにかざし、納骨棚に納められた厨子を自動搬送によって呼び出します。



平成30年(2018年)に開設した日野こもれび納骨堂はバリアフリーの施設で、屋内にある参拝ブースにはあらかじめ供花もされているため、手ぶらでお参りすることができます。

2-8. 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」

日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」の使用について

30年間の使用期間満了後、「更新」、「遺骨引取り」または「合同埋蔵墓に埋蔵」のいずれかを選択することができます。

「合同埋蔵墓に埋蔵」を選択された場合、申込時に全ての手続きを済ませることが可能となり、墓じまいの心配なくご利用いただけます。

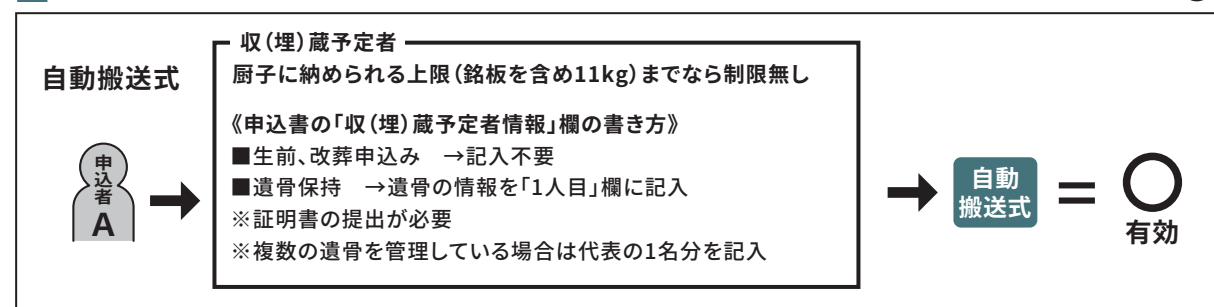
使用期間(30年間)満了後の選択 ※3パターン

意向の確認は、11月(予定)の「資格審査」時に行います(提出した意向は後から変更することもできます)。

選択パターン	各パターン詳細	特記事項
パターン① 「合同埋蔵墓に埋蔵」を希望する場合	施設の使用を終了し、厨子に収蔵してある遺骨を合同埋蔵墓に移します。既収蔵の遺骨が4体未満の場合は、事前指定届を提出することで、使用期間満了時点で存命している方の遺骨についても、必要となった時に直接 合同埋蔵墓に埋蔵することができます(最大で4体まで)。	30年の使用期間中は原則 毎年1回の管理料の支払いが必要となりますが、「合同埋蔵墓に埋蔵」を希望される場合のみ、一括前納(30年間分)も選択が可能です。合同埋蔵墓に埋蔵する際、追加の費用はかかりません。合同埋蔵墓の詳細については計画中です。
パターン② 「施設の利用更新(30年間)」を希望する場合	使用料を再度支払い、施設の利用期間を延長(30年間)します。使用料の他、毎年の管理料の支払いが必要になります。	
パターン③ 「遺骨引取り(改葬)」を希望する場合	施設の使用を終了し、厨子に収蔵してある遺骨を引取っていただきます。銘板を設置している場合は、撤去が必要です。	

申込みの適合例

日野こもれび納骨堂-自動搬送式納骨施設(区分A)





2-8. 日野こもれび納骨堂「自動搬送式納骨施設」

ご注意

1. 使用上の注意

- ・厨子（遺骨を納める箱）は、7寸の骨壺が2つ入る大きさです。納める遺骨の数に制限はありません。そのため、袋に納めたり、粉状にすることで複数体分の遺骨を納めることが出来ますが、厨子には荷重制限（銘板含め11kg以内）があります。
- ・銘板には、形、材質、寸法などに制限があります。銘板の設置は任意ですが、費用がかかります。
- ・厨子に直接文字などを入れることはできません。
- ・参拝カードは使用許可時に2枚交付します。
- ・塔婆を供えることはできません。
- ・参拝ブースでは電気香炉を使用して、焼香ができます。
- ・お線香、ろうそくを含む火気の使用は禁止です。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- ・「遺骨保持」されている方は使用許可日（令和9年4月～予定）から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納骨していただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・使用開始日は、使用許可日（令和9年4月～予定）です。納骨時期にかかわらず、使用料は使用許可申請時に一括で納めていただきます（令和9年1月～予定）。
- ・納めた使用料については、使用許可日から5年以内に使用場所を返還した場合に限り、半額を返還します。5年を経過した場合には、一切返還できません。
- ・納めた管理料については、使用期間にかかわらず返還できません。

3. 使用方法の選択

- ・資格審査時（11月以降）に使用期間（30年）満了後の「更新」か「合同埋蔵」のいずれかを選択していただきます。これにより、使用期間満了後における遺骨の取扱いや管理料の納付方法が異なります。

(1) 「更新」を選択した場合

- ・使用期間満了が近づきましたら、更新手続きをしていただきます。その際、改めて30年分の使用料を納めていただくことになりますが、金額については、その時点の「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」に定められた金額となります。
- ・管理料を毎年納めていただきます。

- ・使用期間中に、下記の「合同埋蔵」を希望（変更）することもでき、残りの使用期間分の管理料を一括前納することもできます。

(2) 「合同埋蔵」を選択した場合

- ・使用期間（30年）満了後、「合同埋蔵墓」へ埋蔵します。
- ・合同埋蔵墓への埋蔵は、使用期間（30年）満了後以外に行いません。
- ・収蔵されているご遺骨は全て、引取りの申出がない限り合同埋蔵します。ただし、その時点でご遺骨が4体に満たない場合は、事前に収蔵予定者をご登録いただいた遺骨に限り、直接「合同埋蔵墓」へ埋蔵することが出来ます。
- ・「合同埋蔵墓」に埋蔵後は、遺骨の引取り（改葬）ができません。
- ・管理料のお支払いは、一括前納（30年間分）か毎年払いを選択いただけます。
- ・一括前納していただいた管理料の返金は一切できません。
- ・使用期間（30年）満了後、管理料の滞納がある場合は、「合同埋蔵墓」への埋蔵はできません。
- ・使用期間（30年）満了時点で、引き続き「自動搬送式納骨施設」をご使用いただくことも可能です。その場合、更新手続き（有料）をしていただきます。

(3) 「更新」・「合同埋蔵」のいずれも選択しない場合

- ・施設の返還手続きをし、遺骨を全て引取っていただきます。

4. その他

- ・施設を使用しなくなった場合は、速やかに管理事務所に申請し、遺骨および銘板などを引取り、返還していただきます。
- ・使用者が管理料を5年間納めないときは、使用許可を取消すことがあります。
- ・許可を受けた目的以外に使用したときや、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反したときは、使用許可を取消すことがあります。
- ・納骨日時は事前に予約が必要となります。使用許可から3カ月程度は、曜日・時間帯を問わず、受付枠が予約受付開始後ただちに上限に達してしまうことが、過年度の状況から予想されます。予約は先着順となりますので、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。予約開始日などの詳細は使用決定時に改めてご案内いたします。



Memo

2-9. 日野こもれび納骨堂 「合葬式納骨施設」

合葬式納骨施設

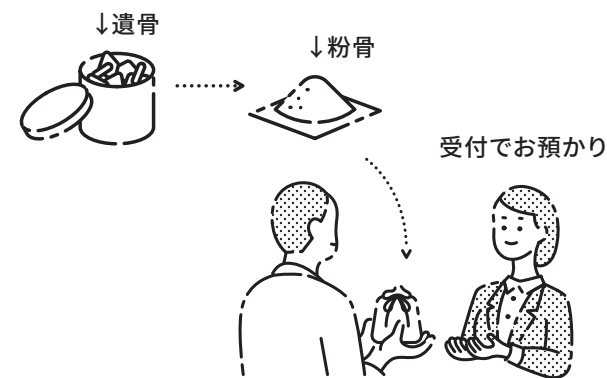
区分 **B** **C**



日野こもれび納骨堂にある、合同の納骨施設です。シンボルツリーの下にある地下の納骨スペースに、粉状にして袋に入れた遺骨（粉骨）を納めます。参拝の際は、合同の献花台からお参りします。

家単位ではなく個人単位で使用することを前提としており、更新、承継の必要がなく、将来の墓じまいの心配がありません。

合葬式納骨施設のしくみ

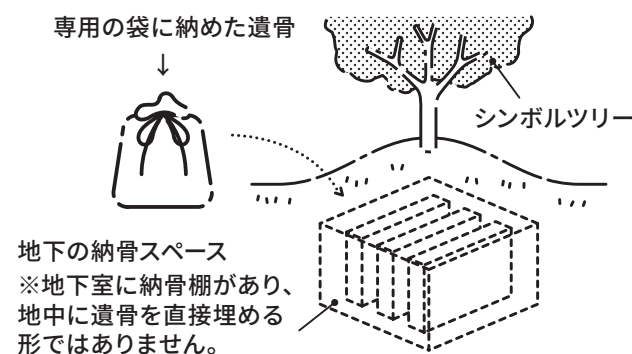


納骨の際、遺骨は粉状（粉骨）にする必要があります。別途費用がかかります。粉骨にした遺骨を受付でお渡しいただき、施設管理者が遺骨を納めます。

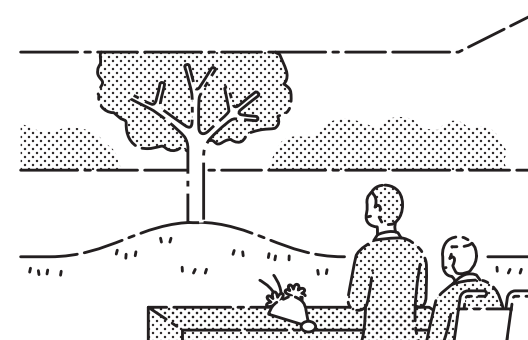
【ご案内】

※粉骨は、日野こもれび納骨堂でもお受けしております。

※日野こもれび納骨堂で粉骨される場合、納骨当日は骨壺のまま受付にお渡しください。



お預かりした遺骨は専用の袋に入れ、シンボルツリーの下、地下の納骨スペースにある金属製の納骨棚へ納められます。



参拝の際には、シンボルツリーが見える、合同の献花台に向かってお参りすることができます。献花台は屋外の屋根下空間にあります。

2-9. 日野こもれび納骨堂「合葬式納骨施設」

ご注意

1. 使用上の注意

- ・粉状の遺骨を専用の袋に入れた状態で納骨します。遺骨を粉状にする費用が別途かかります。
- ・地下納骨室への立入りはできません。納骨する際は、受付で遺骨を預かり、施設管理者が納骨室へ納めます。
- ・実際に遺骨が納骨される場所については施設管理者が設定しますが、2体分で申込みされた場合は隣接して納骨します。

2. 申込み時の留意事項

- ・使用施設を他者へ貸したり、譲渡することはできません。
- ・申込み時に収蔵予定者を確定します。申込み時に記入した収蔵予定者以外の納骨はできません。
- ・「遺骨保持」されている方は使用許可日（令和9年4月～予定）から1年以内に、申込みの対象となった遺骨を納骨していただきます。1年以内に納骨されない場合は、使用許可を取消すことがあります。
- ・納骨時期に関わらず、使用期間は使用許可日から60年となります。使用期間終了後は、遺骨引き取りの申出がない限り、「合同埋蔵墓」へ埋蔵します。「合同埋蔵墓」に埋蔵後は、遺骨の引き取り（改葬）ができません。
- ・使用期間中に納骨されなかった場合は、合同埋蔵墓に直接埋蔵することが出来ます。
- ・納骨時期に関わらず、使用料・管理料は使用許可申請時に一括で納めていただきます（令和9年1月～予定）。
- ・納めた使用料及び管理料については、一切返還できません。

3. その他

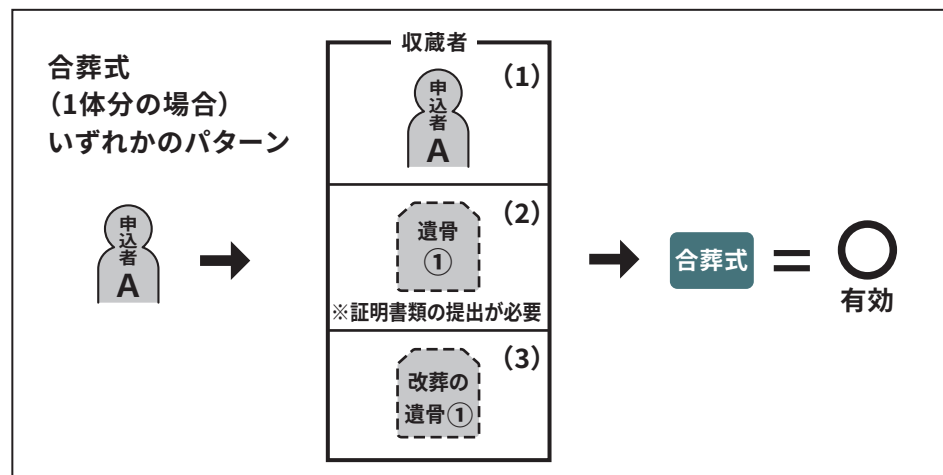
- ・許可を受けた目的以外に使用したときや、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」などに違反したときは、使用許可を取消すことがあります。
- ・納骨日時は事前に予約が必要となります。使用許可から3カ月程度は、曜日・時間帯を問わず、受付枠が予約受付開始後ただちに上限に達してしまうことが、過年度の状況から予想されます。予約は先着順となりますので、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。予約開始日などの詳細は使用決定時に改めてご案内いたします。



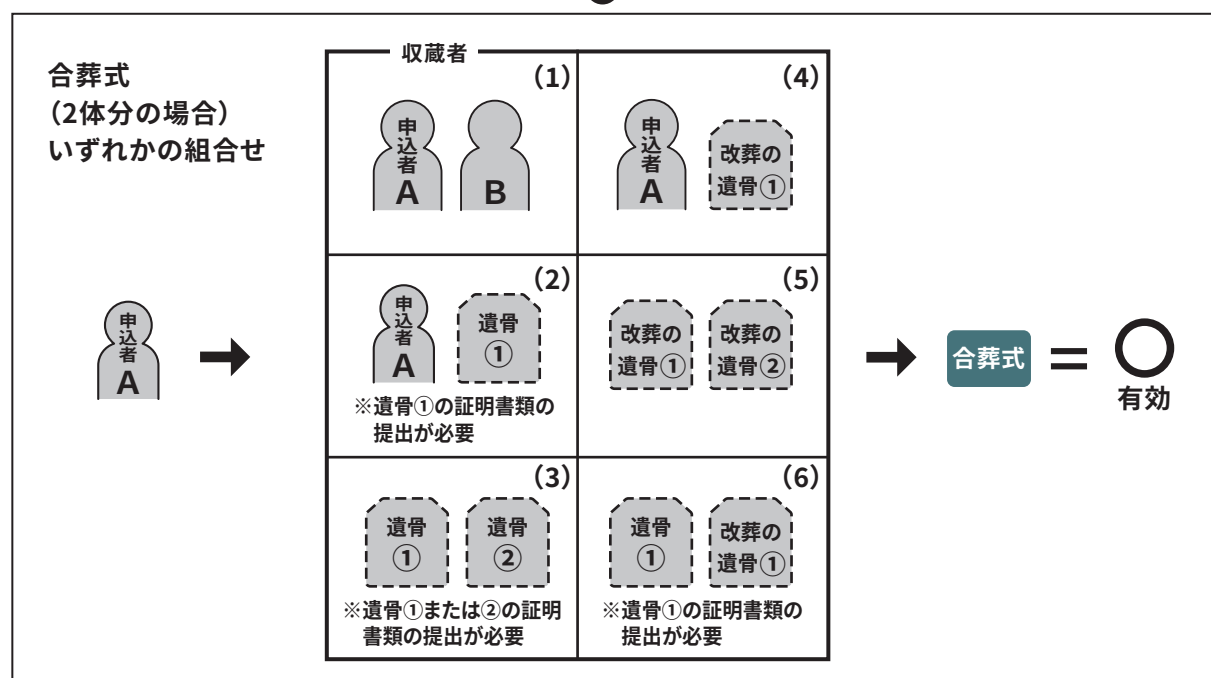
2-9. 日野こもれび納骨堂「合葬式納骨施設」

申込みの適合例

日野こもれび納骨堂-合葬式納骨施設1体(区分B)



日野こもれび納骨堂-合葬式納骨施設2体(区分C)



合葬式(収蔵者が3体以上となる場合)

- ・収蔵者が3体以上となる場合は、申込書を複数通ご用意いただき、重複のないようにお申込みください。
- ・収蔵者に生前の方を含む場合は、それぞれの申込書に「収蔵者」として記入された方のいずれかが、その申込書の「申込者」となっている必要があります。



Memo



2-10. それぞれの納骨形式の比較 (舞岡しぜん墓園)

舞岡しぜん墓園

それぞれの特徴をまとめた比較表です。

申込区分		ア	イ	ウ(1体) エ(2体)
種 類		芝生型 納骨施設 (永年)	芝生型 納骨施設 (30 年)	合葬式樹木型 納骨施設
納 骨	単 位	家単位	家単位	個人単位で合同
	納骨単位の制限	4 体程度 (7 寸の骨壺で)	4 体程度 (7 寸の骨壺で)	1 体又は 2 体 (申込内容による)
使用 期間	使用期間	永年	30 年 (更新可)	永年
	使用期間中の 維持管理	要	要	不要
費 用	使用料 (前納)	980,000 円/永年	490,000 円/ 30 年	1 体: 220,000 円/永年 2 体: 440,000 円/永年
	管理料	11,000 円/年	11,000 円/年	1 体: 66,000 円/永年 2 体: 132,000 円/永年
	管理料の支払い	毎年	毎年	一括前納
	使用料、管理料 以外の費用	銘板製作費 納骨手数料	銘板製作費 納骨手数料	なし
参 拝	場 所	プレート (墓石) 前	プレート (墓石) 前	献花台前 (屋外)
	シンボル			シンボルツリー (ケヤキ・クスノキ)
将来の墓じまい等	承継の必要	あり	あり	なし
	使用期間 満了後の 取り扱い		使用料を払って更新、 または遺骨の引取り	※納骨後は遺骨の引 取り (改葬) は不可

2-10. それぞれの納骨形式の比較 (舞岡しぜん墓園)

舞岡しぜん墓園

申込区分		オ(1体) カ(2体)	キ(1体) ク(2体)	ケ(1体) コ(2体)
種 類		合葬式樹林型 納骨施設	合葬式慰霊碑型 納骨施設 (骨壺タイプ)	合葬式慰霊碑型 納骨施設 (粉骨タイプ)
納 骨	単 位	個人単位で合同	個人単位で合同	個人単位で合同
	納骨単位の制限	1 体又は 2 体 (申込内容による)	1 体又は 2 体 (申込内容による)	1 体又は 2 体 (申込内容による)
使用 期間	使用期間	永年	30 年 (更新可)	30 年 (更新可)
	使用期間中の 維持管理	不要	不要	不要
費 用	使用料 (前納)	1 体: 100,000 円/永年 2 体: 200,000 円/永年	1 体: 140,000 円/ 30 年 2 体: 280,000 円/ 30 年	1 体: 90,000 円/ 30 年 2 体: 180,000 円/ 30 年
	管理料	1 体: 66,000 円/永年 2 体: 132,000 円/永年	1 体: 66,000 円/ 30 年 2 体: 132,000 円/ 30 年	1 体: 66,000 円/ 30 年 2 体: 132,000 円/ 30 年
	管理料の支払い	一括前納	一括前納	一括前納
	使用料、管理料 以外の費用	手数料 (骨壺での納骨の場合)	なし	粉骨費等 (粉骨状態でない納骨の場合)
参 拝	場 所	献花台前 (屋外)	献花台前 (屋外)	献花台前 (屋外)
	シンボル	樹林	モニュメント	モニュメント
将来の墓じまい等	承継の必要	なし	なし	なし
	使用期間 満了後の 取扱い	※納骨後は遺骨の引 取り (改葬) は不可	30 年後までに更新・改 葬の申出がない限り、 合同埋蔵墓 (舞岡しぜ ん墓園内に 30 年後ま でに整備予定) に埋蔵。 ※合同埋蔵後は、改葬 不可	30 年後までに更新・改 葬の申出がない限り、 合同埋蔵墓 (舞岡しぜ ん墓園内に 30 年後ま でに整備予定) に埋蔵。 ※合同埋蔵後は、改葬 不可



2-10. それぞれの納骨形式の比較 (日野こもれび納骨堂)

日野こもれび納骨堂

申込区分		Ⓐ	Ⓑ (1体) Ⓒ (2体)
種 類		自動搬送式 納骨施設	合葬式納骨施設
納骨	単 位	家単位	個人単位で合同
	納骨単位の制限	2 体程度 (荷重制限 11kg 以内)	1 体又は 2 体 (申込内容による)
使用期間	使用期間	30 年 (更新可)	60 年 (更新なし)
	使用期間中の 維持管理	不要	不要
費 用	使用料 (前納)	484,000 円 / 30 年	1 体 : 74,800 円 / 60 年 2 体 : 149,600 円 / 60 年
	管理料	9,900 円 / 年 又は 297,000 円 / 30 年	1 体 : 46,200 円 / 60 年 2 体 : 92,400 円 / 60 年
	管理料の支払い	毎年又は 一括前納	一括前納
	使用料、管理料 以外の費用	銘板製作費 (任意)	粉骨費等 (粉骨状態でない納骨の場合)
参 拝	場 所	参拝ブース (屋内)	献花台前 (屋外屋根あり)
	シンボル	厨子 (銘板)	シンボルツリー (ハナミズキ)
将来の墓じまい等	承継の必要	あり (申込時に「合同埋蔵」を選択 した場合は承継の必要はなし)	なし
	使用期間 満了後の 取扱い	使用料を払って更新するか、遺 骨引取りか、合同埋蔵墓 (詳細 計画中) に埋蔵。 ※合同埋蔵後は、改葬不可	遺骨の引取り、または期限内に 遺骨引取りがない限り、合同埋 蔵墓 (詳細計画中) に埋蔵。 ※合同埋蔵後は、改葬不可

3

申込みをする

申込書の書き方 / インターネット申込み



申込書の書き方や、インターネットでの申込み方法について、
記入例を交えて詳しく解説します。
記入漏れや誤った申込みをしないよう、
こちらの内容に沿って、申込書をご準備ください。



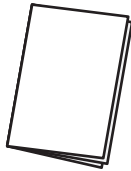
3-1. 準備するもの

申込みの際に必要なもの

…郵送で申込みの場合に必要なもの

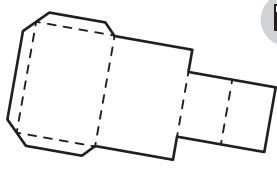
…インターネットで申込みの場合に必要なもの

1



横浜市営墓地・納骨堂
申込みのしおり(本書)

2



横浜市営墓地・納骨堂申込書
応募結果通知書
申込受付番号通知書
このしおりに添付しています。

3



140円分の切手×1枚
85円分の切手×2枚

※申込書の所定の位置(3カ所)
に貼り付けて郵送してください。

4



【「遺骨保持」での申込みの方】
火埋葬許可証のコピー

※一時保管施設を使用されている方は「使用
許可証」等のコピーを提出してください。
※インターネット申込みの方は画像データ
の添付が必要です。

詳しくは P8 1-2. 申込み要領

5



【優遇措置希望者のみ】
平成29年度(2017年度)以降の募集で
過去3回分の落選した応募結果通知書のコピー

※インターネット申込みの方は画像データの添付が
必要です。

詳しくは P9 1-3. 優遇措置等について

6



黒いボールペン、のり
記入の際は、黒いボールペン
ではっきりとお書きください。



3-2. 訂正について

申込書の書き損じについて

間違えた場合は二重線を引いて余白に正しい情報
をお書きください。訂正印は不要です。

横浜	
郵便番号	〒 2 3 1 - 0 0 0 5
横浜市	区



インターネット申込みの 入力訂正について

・申請内容の訂正は、審査完了前であれば「申請の
取り下げ」後、再度申請してください。
・審査完了後で「申請の取り下げ」ができない場合は、
下記の連絡先にお電話ください。
なお、審査は申込み後、順次行っていきます。

申込み後の訂正について

誤った申込みをされた方については、期間内であれ
ば内容の訂正をすることができます。

訂正期間 令和8年(2026年)

9月1日(火)→10月7日(水)

連絡先

TEL.045-228-9841

横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室

受付時間

平日 9:00～17:00

訂正方法

・「記入漏れ」や「重複申込み」など、誤りに気がつ
いた時点で、上記の連絡先にお電話ください。訂正
方法をご案内いたします。
・明らかな不備などがあった場合、確認のために募
集室からご連絡させていただく場合があります。

※記入内容の訂正は、申込み期間内に申込まれた
方に限ります。



3-3. 申込書の記入例と書き方

3-3. 申込書の記入例と書き方

1 申込みについて

2 墓地・納骨堂を選ぶ

3 申込みをする

4 迷ったら

1 申込みについて

2 墓地・納骨堂を選ぶ

3 申込みをする

4 迷ったら

令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂使用申込書

●申込者情報

記入日 令和8年 9月 1日

フリガナ	ヨコハマ	イチロウ
氏名	横浜	一郎
郵便番号	〒231-0005	
住所	横浜市 中区 本町6-50-10 ミナトマンション101号	
連絡先	固定電話 045-000-0000	
	携帯電話 000-0000-0000	

●申込区分 希望する区分1カ所のみに☒を入れてください。

舞岡しぜん墓園					
芝生型		樹木型		樹林型	
永年	30年	1体分	2体分	1体分	2体分
☒	☐	☐	☐	☐	☐

舞岡しぜん墓園				日野こもれび納骨堂			
慰霊碑型(骨壺)		慰霊碑型(粉骨)		自動	合葬式		
1体分	2体分	1体分	2体分	搬送式	1体分	2体分	
☒	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

●代理人(送付先)情報

※家族や代理人の方が申込みの際、申込者とは別の住所に郵送物(審査案内・納付書等)の送付を希望される場合は、こちらに記入をお願いします。

フリガナ	ヨコハマ	ハナコ	申込者から見た続柄
氏名	横浜	花子	母
郵便番号	〒		
住所			
連絡先	固定電話		
	携帯電話		

[行政記入欄] 以下の欄は記入しないでください。

こちらには何も記入しないでください。

受付年月日 受付番号

●遺骨形態 ※該当する方に☒を入れてください。

☐ [遺骨保持]	火葬してから一度も収(埋)蔵せず、遺骨を自宅等で保管している。 ※「火葬許可証」等(コピー)を添付(納骨の際には原本が必要ですが) ・久保山霊堂等の一時保管施設で遺骨を保管している方 ※「使用許可証」及び「収(埋)蔵者が分かる資料」(コピー)を添付
☐ [生前/改葬]	ご自身が生きているうちに、墓地や納骨堂を用意する。 または、すでに墓地などへ納骨している遺骨を別の場所へ移動する。 (自宅にある遺骨に「改葬許可証」がついている場合を含む)

●収(埋)蔵者情報

※[遺骨保持]の場合は、申込時に提出する「火葬許可証」等(コピー)に記載されている方の氏名を記入してください。

※②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫は、収(埋)蔵者情報に記載された方以外の収(埋)蔵はできません。

※収(埋)蔵者が妊娠12週以上の死胎児の場合は、氏名欄に「死胎児」と記入してください。

収(埋)蔵者情報	記入対象区分	遺骨保持	生前/改葬	申込者から見た続柄
1人目	フリガナ	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	
	氏名			
	遺骨形態	☐ 遺骨保持 ☐ 生前 ☐ 改葬		
	フリガナ			
2人目	フリガナ	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫	
	氏名			
	遺骨形態	☐ 遺骨保持 ☐ 生前 ☐ 改葬		
	フリガナ			

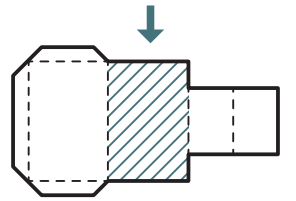
●優遇措置

☐ 1.【複数回落選優遇】 平成29年度(2017年度)以降3回以上落選している。 →落選の応募結果通知(3回分)のコピーを同封してください。	
☐ 2.【地域優遇】 「舞岡しぜん墓園」に申込みで、戸塚区に住民登録がある。 「日野こもれび納骨堂」に申込みで、港南区または磯子区に住民登録がある。	

●抽選会 「抽選会」当日、会場への来場および「手話通訳」を希望する場合は、☒を入れてください。
また、来場は事前申込制および先着順となります。

☐ 「来場」を希望する	☐ 「手話通訳」を希望する
------------------------------------	--------------------------------------

横浜市営墓地・納骨堂使用申込書



1 記入日 ・申込書を記入した日をお書きください。

2 申込者情報

- ・申込者の氏名、住所、電話番号をお書きください。
- ・住所は住民票に記載されている横浜市内の住所に限ります。
マンションなどの建物名、部屋番号までお書きください。
- ・電話番号は日中連絡が取れる番号をお書きください。

3 申込区分

- ・希望する区分1カ所のみに☒を入れてください。
- ※合葬式の各納骨施設については、収蔵予定者が3名以上の場合は複数通に分けて
申込みできます(収蔵予定者が重複してはいけません)。

4 遺骨形態 ・該当する方に☒を入れてください。

5 収(埋)蔵予定者情報

- ・4で選んだ区分に応じて、申込みする納骨施設への収蔵予定者の氏名、申込者から見た続柄をお書きください。

記入 対象 区分	遺骨保持	アイウオキケ A B	1人目の欄を全て記入
	生前、改葬	ウオキケ B	
	遺骨保持 生前、改葬	Eカクコ C	1人目、2人目の欄を全て記入
	生前、改葬	Aイ A	記入不要

- ・収蔵予定者が生前の申込者本人の場合、続柄は「本人」とお書きください。
- ・「合葬式」の場合、記入した収蔵予定者以外の納骨はできません。
- ・収蔵予定者が妊娠12週以上の死胎児の場合は、氏名欄に「死胎児」と記入してください。

6 優遇措置

- ・それぞれの項目について、優遇措置を希望する方は☒を入れてください。

7 抽選会

- ・抽選会への来場、抽選会での手話通訳を希望する場合☒を入れてください。
- ※来場は事前申込制および先着順となります。

記入済みの申込書をコピーするか、
3-5. 申込書の控え(53ページ)に書き写してください。

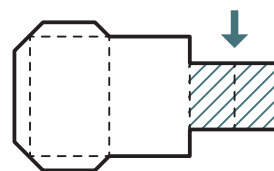
お忘れなく!

3-3. 申込書の記入例と書き方

はがき通知面（応募結果通知書、申込受付番号通知書）

8 申込者氏名

- ・②で記入した申込者の氏名を書き写してください(2カ所)。



令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂 応募結果通知書

●申込者氏名

フリガナ	ヨコハマ	イチロウ
申込者氏名	横浜	一郎

●申込区分

舞岡しぜん墓園					
芝生型		樹木型		樹林型	
永年	30年	1体分	2体分	1体分	2体分
☒ ア	☐ イ	☐ ウ	☐ エ	☐ オ	☐ カ
舞岡しぜん墓園			日野こもれび		
慰霊碑型(骨壺)		慰霊碑型(粉骨)		自動搬送式	合葬式
1体分	2体分	1体分	2体分	1体分	2体分
☐ キ	☐ ク	☐ ケ	☐ コ	☐ A	☐ B

【通知欄】以下の欄は記入しないでください。

横浜市営墓地・納骨堂応募選考に

こちらには何も
記入しないでください。

受付年月日 受付番号

令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂 申込受付番号通知書

●申込者氏名

フリガナ	ヨコハマ	イチロウ
申込者氏名	横浜	一郎

●申込区分

舞岡しぜん墓園					
芝生型		樹木型		樹林型	
永年	30年	1体分	2体分	1体分	2体分
☒ ア	☐ イ	☐ ウ	☐ エ	☐ オ	☐ カ
舞岡しぜん墓園			日野こもれび		
慰霊碑型(骨壺)		慰霊碑型(粉骨)		自動搬送式	合葬式
1体分	2体分	1体分	2体分	1体分	2体分
☐ キ	☐ ク	☐ ケ	☐ コ	☐ A	☐ B

【通知欄】以下の欄は記入しないでください。

●抽選会への来場について(来場は事前申込制および先着順です)。

☐来場可 ☐来場不可 ☐申込中
こちらには何も
記入しないでください。

受付年月日 受付番号

9 申込区分

- ・③で選択した区分と同じカ所に☒を入れてください(2カ所)。

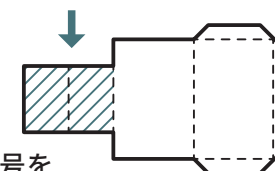
はがき宛名面

10 切手を貼る(2カ所)。

お忘れなく!

11 郵便番号

- ・②で記入した郵便番号を書き写してください(2カ所)。



郵便はがき

85円 貼る

2 3 1 0 0 0 5

住所 横浜市 中 区
本町6-50-10
ミナトマンション101号

氏名 横浜 一郎 様

- ※当選者には、令和8年12月中旬までに「資格審査のご案内」を送付します。当選されていても資格審査の結果、失格となる場合があります。
- ※3回以上落選した場合の優遇措置を受ける際にこの通知書を使用しますので、大切に保管してください。
- ※補欠当選者が「繰上当選」となった場合、令和9年3月末までに「繰上当選通知」でお知らせします。

横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室
〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱203号
TEL.045-228-9841 FAX.045-228-9842

12 住所、宛名

- ・②で記入した申込者の住所、氏名を書き写してください(2カ所)。
こちらの住所に受付番号通知書と結果通知書が届きます。
- ・ただし、申込者の同意を得たうえで、申込者とは別の住所への送付を希望される場合は、送付先の住所、氏名を記入してください。

郵便はがき

85円 貼る

2 3 1 0 0 0 5

住所 横浜市 中 区
本町6-50-10
ミナトマンション101号

氏名 横浜 一郎 様

- ※申込者数が募集数を超えた場合、抽選を行います。
- ※抽選は受付番号によって行い、その結果は申込者全員に通知します。
- ※優遇措置に該当する方には受付番号を複数付与しています。
- ※「記載漏れ」や「重複申込み」など誤った申込みをされた場合、お申し出いただければ、申込みの取下げや内容の訂正ができます。訂正の受付は、令和8年10月7日(水)までです。

横浜市営墓地・納骨堂使用者募集室
〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱203号
TEL.045-228-9841 FAX.045-228-9842

3-3. 申込書の記入例と書き方

3-3. 申込書の記入例と書き方

✓ 封をする前に、必ずご確認ください。

※申込みの最終日にポストに投函した場合は、消印が翌日以降となり、申込みが無効となる場合がありますのでご注意ください。

※封をする前に、下記のチェックリストで書類に不備がないかご確認ください。

チェックリスト（記入は任意です。）

令和8年度横浜市営墓地・納骨堂使用「申込書」の記入	
☒	申込者情報を正しく記入していますか？
☒	氏名のフリガナを記入していますか？
☒	希望する区分1カ所のみに ☒ を入れていますか？（2カ所以上は無効です。）
☒	収（埋）蔵者情報を正しく記入していますか？
☒	収（埋）蔵者の該当する遺骨形態に ☒ を入れていますか？
☒	【該当者のみ】該当する場合は ☒ を入れていますか？
☒	申込書の内容をコピー、または「控え」ページに書き写しましたか？
「応募結果通知書」、「申込受付番号通知書」の記入	
☒	はがき通知面に申込者氏名、申込区分を正しく記入していますか？
☒	はがき宛名面に郵便番号、住所、氏名を正しく記入していますか？
切手の貼付	
☒	はがき宛名面に85円分の切手を2箇所貼り付けたか？
☒	封書宛名面に140円分の切手を1箇所貼り付けたか？
同封書類の確認【該当者のみ】	
☒	「遺骨保持」の場合、「火埋葬許可証」等のコピーを同封しましたか？ 詳しくはP8 1-2. 申込み要領
☐	平成29年度（2017年度）以降の落選の応募結果通知（3回分）のコピーを同封しましたか？

●申込者の住所、氏名を記入してください。

郵便番号	〒231-0005
住所	横浜市 中区 本町6-50-10 ミナトマンション101号
氏名	横浜 一郎 様

封書面

お忘れなく！

13 140円切手を貼る（1カ所）。

14 チェックリスト（※記入は任意です。）

・封をする前に、チェックリストを使って、書類に不備がないかご確認ください。

15 郵便番号、住所、氏名

・②で記入した申込者の郵便番号、住所、氏名を書き写してください。

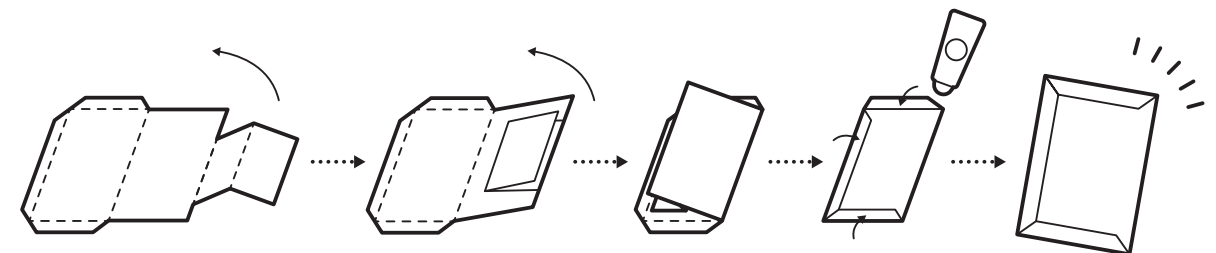
16 同封書類

お忘れなく！

- ・④で「遺骨保持枠」で申込みの方は、「火埋葬許可証」または久保山霊堂の「使用許可証」及び「埋葬、埋蔵又は収蔵及び改葬に関する事項」のコピー、または一時保管施設の「使用許可証」及び「収（埋）蔵者が分かる資料」のコピーを同封してください。
- ・⑥で優遇措置の「1. 複数回落選」に☒を入れた方は、平成29年度（2017年度）以降の落選の応募結果通知（3回分）のコピーを同封してください。

17 封書を組み立ててのりづけする。

・①、②、③の順に折り込んでゆき、同封書類を中に入れて、最後にのりづけで封をします。



申込書
受付期間

令和8年
(2026年) 9月1日(火) → 9月30日(水)

※9月30日(水)の消印有効です。

〔注意〕郵送で申込まれる場合、インターネットでの申込みはできません。

重複して申込みされた場合は、申込まれた分のすべてが無効となります。



3-4. インターネット申込み入力

今回の募集では、インターネット申込みを受け付けます。

インターネット申込方法

1 「横浜市電子申請・届出システム」にアクセス

- 「横浜市電子申請」で検索するか、
右記の二次元コードを読み取ってください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>



2 利用者登録

はじめての方は「新規登録」から利用者登録をして、申請者IDとパスワードを取得してください。

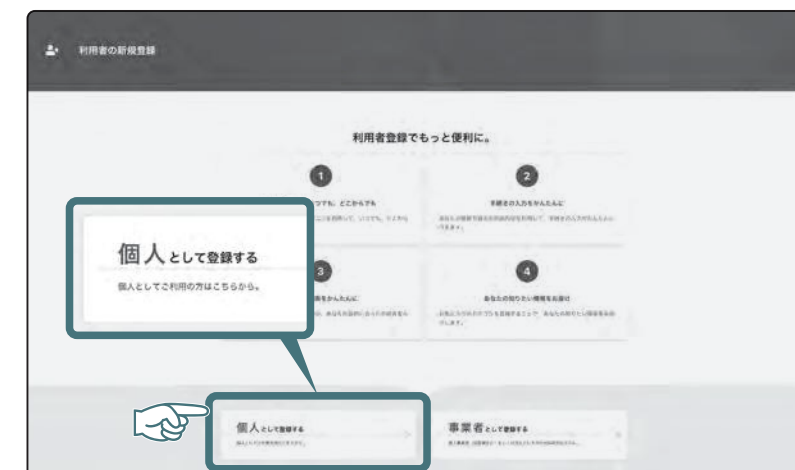


・ホーム画面右上の

新規登録

を選択します。

3-4. インターネット申込み入力

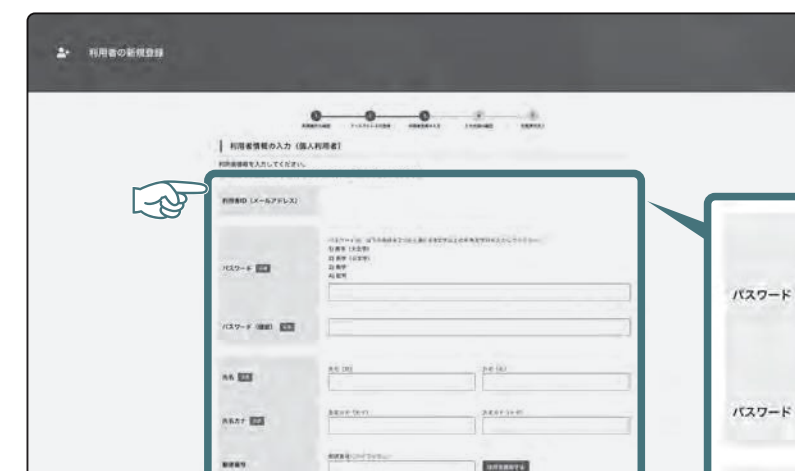


・「利用者の新規登録」画面から、

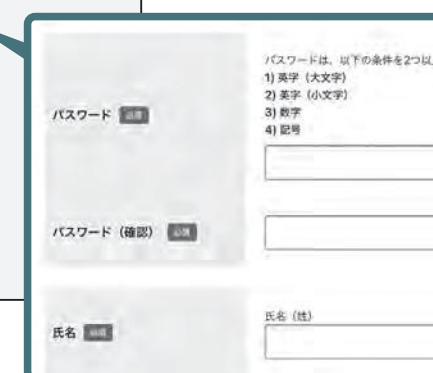
個人として登録する

を選択します。

・画面の指示に従って、
利用規約の確認、
利用者ID（メールアドレス）
の登録を行います。



・パスワードを設定し、
利用者情報を入力します。



・入力内容を確認後、登録
が完了します。

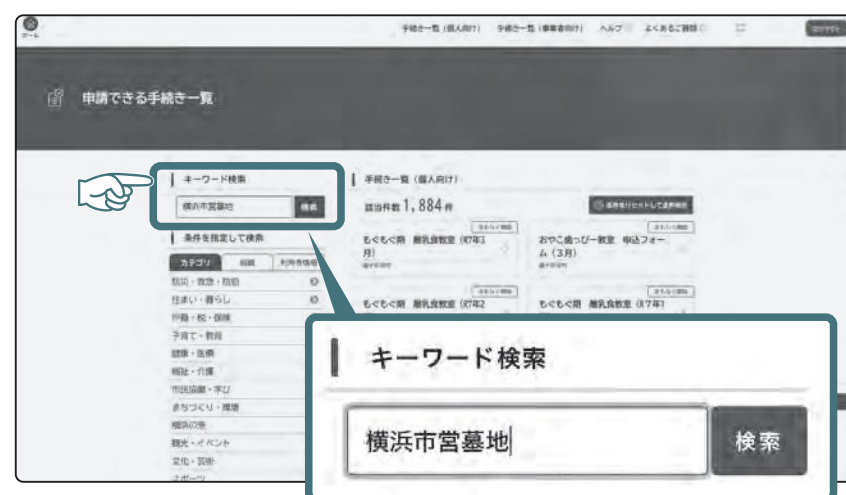
・ホーム画面へ戻ります。

3-4. インターネット申込み入力

3 キーワード検索して申込フォームを選択



・ホーム画面上の
手続き一覧 (個人向け)
を選択します。



・キーワード検索で
横浜市営墓地
と入力し、検索します。



・検索結果から、
令和8年度横浜市営墓地
・納骨堂使用者募集
の申請フォームを選択します。

3-4. インターネット申込み入力

注意

優遇措置等に該当する場合は、それぞれ必要な書類の画像データを添付してください。
添付されていない場合は優遇措置等を受けることが出来ません。

詳しくは P9

1-3. 優遇措置等について

4 申請内容を入力



・3-3.申込書の記入例と
書き方を参考に申請内容を
入力してください。

詳しくは P43

3-3. 申込書の記入例と書き方

5 完了

- ・入力し送信が終わると、申込番号が表示されますので必ずお控えください。
【この時点では、まだ申込みは完了していません。】
- ・申込内容を確認したのち、内容に不備がなければ「申込完了メール」を送信します。
また、申込内容に不備があった場合もメールでお知らせします。
- ・「申込完了メール」とは別に、後日、受付番号を記載した「申込受付番号通知」を登録いただいたメールアドレスに送信します。【この時点で、申込み完了です。】
- ・当選または落選の結果をお知らせする「応募結果通知」も、登録いただいたメールアドレスに送信します。

入力期間

令和8年
(2026年) **9月1日(火) → 9月30日(水)**
※9月30日(水)までの申込み入力完了分まで有効です。

インターネット 申込み利用に あたっての ご注意

- ・同じ内容で複数の申込みをした場合は無効となります。
- ・「申込受付番号通知書」や「応募結果通知書」の印刷が必要な際の費用については、自己負担となります。
- ・申込み締切り直前は、回線が混雑する可能性があります。一時的に利用できなくなる場合がありますので、余裕をもって申込みください。
- ・使用される通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについて、本市は一切責任を負いません。
- ・インターネットで申込みれる場合、郵送での申込みはできません。重複して申込みされた場合は、申込みされた分のすべてが無効となります。
- ・申込みから2週間程度経っても「申込受付番号通知書」メールが届かないときは、サーバー上のメールボックスが一杯になっていないか、また迷惑メールフォルダに保存されてしまっていないかをご確認ください。

お申込み後にメールアドレスを変更した場合は必ずご連絡ください。



3-5. 申込書の控え

記入済みの申込書をコピーするか、こちらに書き写して大切に保管してください。

令和8年度 横浜市営墓地・納骨堂使用申込書

●申込者情報

		記入日	令和8年	月	日
申込者	フリガナ				
	氏 名	氏			名
	住 所	郵便番号	〒		-
		横浜市 区			
連絡先	固定電話	☎	0 4 5 -	-	
	携帯電話	☎		-	-

●申込区分 希望する区分1カ所のみに☑を入れてください。

舞岡しぜん墓園					
芝生型		樹木型		樹林型	
永年	30年	1体分	2体分	1体分	2体分
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐
舞岡しぜん墓園				日野こもれび納骨堂	
慰霊碑型(骨壺)		慰霊碑型(粉骨)		自動搬送式	合葬式
1体分	2体分	1体分	2体分		1体分 2体分
☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐	☐	☐	☐	☐	☐

●代理人(送付先)情報

※家族や代理人の方が申込み際、申込者とは別の住所に郵送物(審査案内・納付書等)の送付を希望される場合は、こちらに記入をお願いします。

代理人(送付先)	フリガナ					申込者から見た続柄
	氏 名	氏			名	
	住 所	郵便番号	〒		-	
連絡先	固定電話	☎		-	-	
	携帯電話	☎		-	-	

【行政記入欄】以下の欄は記入しないでください。

受付年月日 受付番号

4

迷ったら



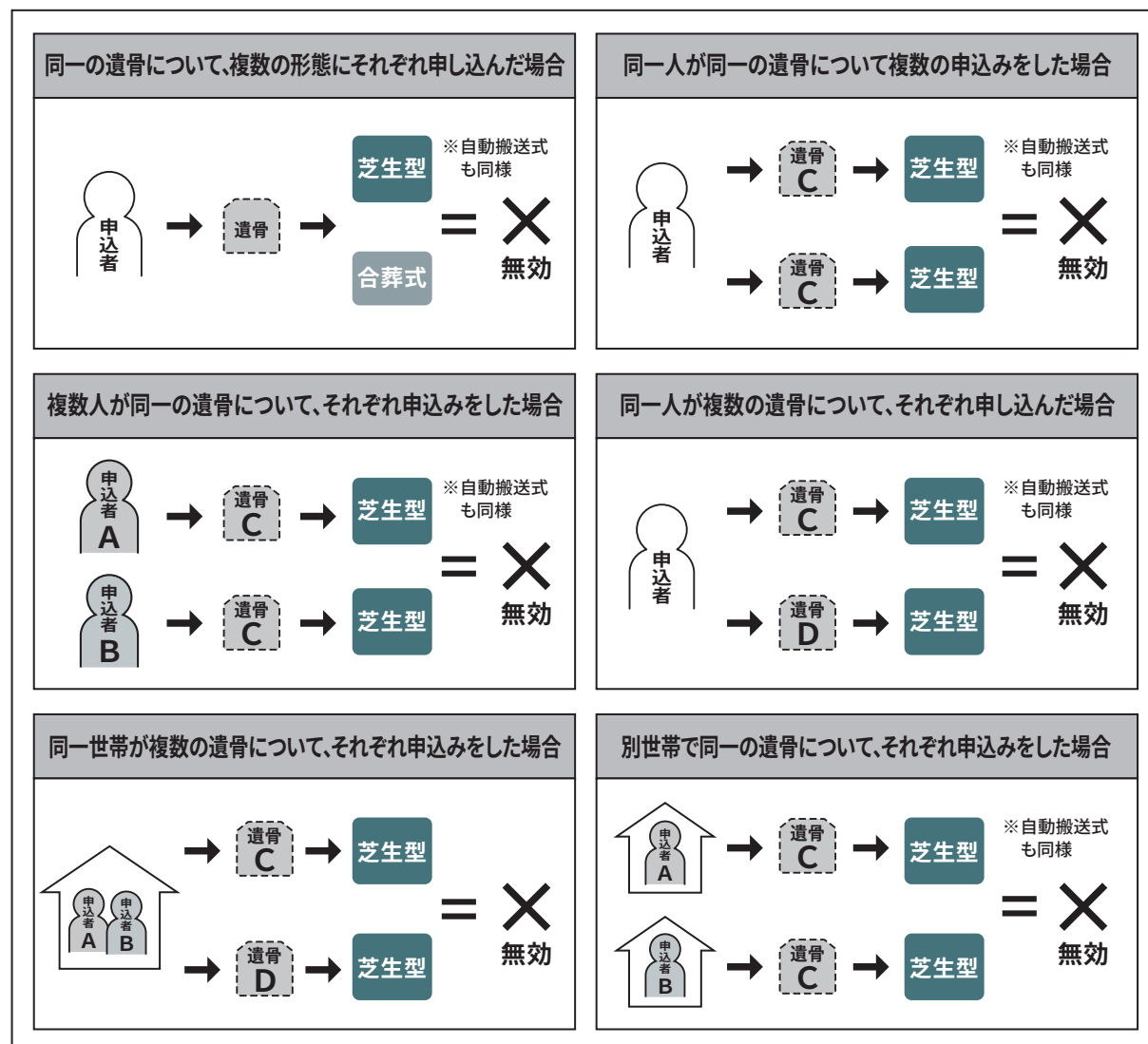
どの申込み区分を選べば良いか迷われた方や、不明点のある方は、電話などでお問い合わせいただく前に、こちらの内容を確認してみてください。

4-1. 申込みの不適合例

申込条件に間違いやすい不適合例を紹介します。

■舞岡しぜん墓園 芝生型納骨施設(区分ア①)

■日野こもれび納骨堂 自動搬送式納骨施設(区分A) の場合

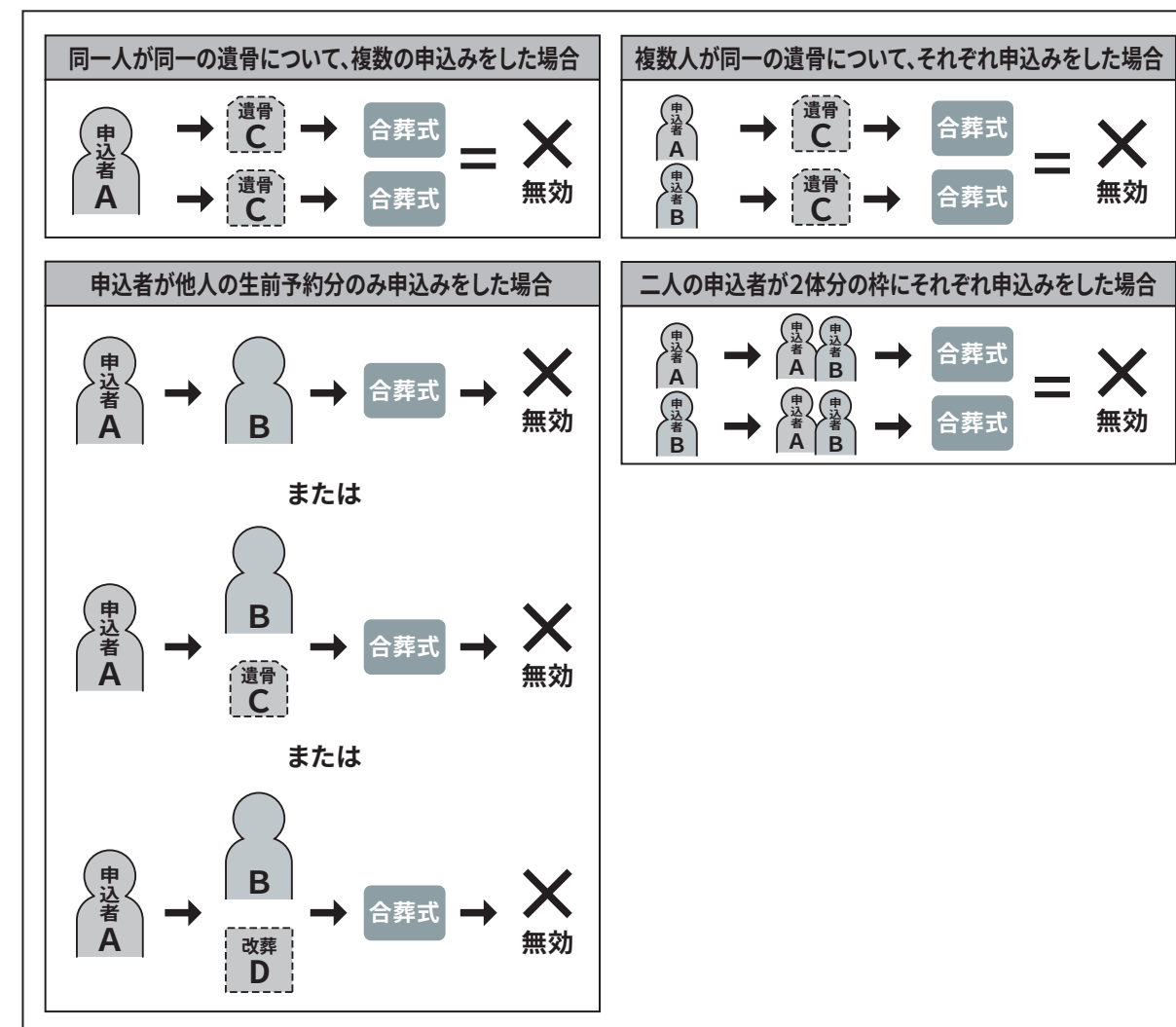


- ・舞岡しぜん墓園の芝生型納骨施設は、「1世帯につき1申込み」です。
- ・日野こもれび納骨堂の自動搬送式納骨施設は、「1使用者につき1 申込み」です。

4-1. 申込みの不適合例

■舞岡しぜん墓園 合葬式樹木型納骨施設、合葬式樹林型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設(区分ウ～コ)

■日野こもれび納骨堂 合葬式納骨施設(区分B③) の場合



- ・生前での申込みの場合は、必ず申込者本人を含む必要があります。
- ・生前、遺骨を問わず同一の方を複数の申込みにおいて重複して収蔵予定者とすることはできません。



4-2. よくあるご質問

過去にお問合わせいただいた質問の一部をまとめました。



Q. 当選後、いつから使用料が発生しますか？

A. 使用許可を受ける時(令和9年4月を予定)に料金が発生します。遺骨を納めていない場合も同様です。令和9年1月～(予定)に納めていただきます。



Q. 落選通知を失くしてしまった場合、優遇措置を受けられますか？

A. 落選データを横浜市で作成しており、落選した事実が確認できる可能性があるので、お問合わせください。



Q. 過去に夫が2回、妻が1回落選しているが、優遇措置を受けられますか？

A. 受けられません。優遇措置を受けるためには同じ申込者の落選通知が必要になります。



Q. 過去に失格や辞退したことがある場合、申込みはできますか？

A. 申込みは可能ですが、落選回数には数えません。



4-2. よくあるご質問



Q. 芝生型納骨施設、自動搬送式納骨施設の使用期間満了後に更新しない場合はどうなりますか？

A. 遺骨を引取りのうえ、返還していただきます。ただし、自動搬送式納骨施設は、事前の申出により、合同埋蔵することが出来ます(条件あり)。



Q. 申込書に記入する電話番号は、別居の家族のものでもいいですか？

A. 申込者が電話を受けられないなどの事情がある場合、ご家族などの電話番号を記入の上、横の余白部分にどなたのご連絡先かを記入してください。



Q. 火埋葬許可証のコピーは申込時に提出する必要がありますか？

A. 「遺骨保持枠」に申込みする場合は、提出が必要です。原本は、納骨手続きの際に必要ですので、それまで大切に保管してください。



Q. 申込者が高齢(認知症などの理由)のため、家族が代理で申し込むことはできますか？

A. 可能です。申込者の情報を記入の上、代理人(送付先)の情報を、申込書の代理人(送付先)情報記入欄に記入してください。

